

明治14年に関するあまりに大胆な推論  
「明治14年の御苦勞(官憲への拘引)」はなかった!  
—甘露台普請の頓挫と明治14年の御苦勞の関連—

『稿本天理教教祖伝』は明治14年の出来事として、9月16,17日の止宿人届の手違いが発端となって起こった「明治14年の御苦勞」と、5月4日の石工山入りから具体的に動き出した甘露台普請が9月末に「石工七次郎が突然居なくなった」ことによって「測らずも、石普請はこゝに頓挫した」ことを、並行しながら、特に関連付けることなく記述しています。

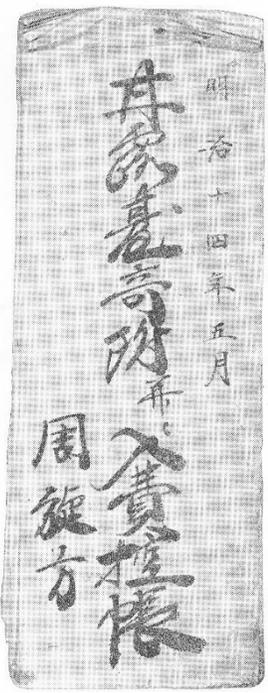
この「石工が居なくなった」という記述は1981(昭和56)年に改訂されたもので、それ以前は、「石工七次郎の逃亡である」となっていました。この改訂は、七次郎の子孫から「逃亡」という表現に対して抗議があり、それを受けたもので、その時に、七次郎は「警察に捕えられて病死した」と子孫は話したといわれています。

明治14年の甘露台普請の記録、「甘露臺寄付並に入費控帳」と「甘露台石工入用帳」を写真版で収録し、主に石工の行動をまとめた「甘露台石造の顛末」(『ひとことはなしその二』P141)には、「此の石工の七次郎であるが、彼は河内の雁多尾畑村の者なのであるが、誰のつてにて来る様になったのかはつきりせない。が、本工事には主要なる役目にあり乍ら、工事進捗上に面白くない影を見せてある様に思はれる。」(P174)とし、今後の研究課題として「中止された理由は、石工の不謹慎不始末と云はれてあるが、それによるものであるや否や」(P186)とあります。甘露台石造の中止理由として、「石工の不謹慎不始末」が原因であると伝承されており、それを実証する意味も込めて、中山正善氏は「甘露台石造の顛末」を書いたのですが、それを確かめることはできなかったということでしょうか。

「石工の不謹慎不始末」が原因であるとする伝承が、『稿本』の「石工七次郎の逃亡である」という表現に示されていましたが、その表現が「居なくなった」と改められ、「警察で病死した」ともいわれることは、「石工の不謹慎不始末」が中止の理由ではないことを示しているように思われます。ではなぜ中止になったのかという問題が浮上することになります。

考えてみれば、「石工の不謹慎不始末」という理由も、石工はたくさんいるのですから、一人の石工がだめだったら別の石工を頼めばいいことで、それが理由というのもおかしい話という気がします。

# 石工七次郎は9月28日以降に警察で死んだ



九月廿二日夕歸り  
十四日半日休  
同廿八日ヨリ休

「甘露臺寄付並に入費控帳」に、石工七次郎は9月28日から休んだ(『ひとつことはなしその二』P159)という記述があり、その日以降に、警察に拘束され、そこで亡くなったということになります。警察は何が何でも甘露臺の造営を阻止するため、作業に当たっていた石工を殺したのだと私は理解していたのですが、実態はそうではなさそうなのです。

中止になったのは、石工の横田七次郎が工事の途中で逐電してしまったからだ、といわれている。なぜ逐電したか。かれが怠け者の上に酒飲みで、工事に不始末をしでかしたため、とするのが、いままでの伝承だったが、最近、ちがった説が現われた。／七次郎は警察に連れて行かれ、生来余り丈夫な方ではなかったもので、そのまま留置場で病死した、というのである。これは七次郎の孫に当たる人が、祖母の話として伝えていたのが最近明らかになったもので、教義及史料集成部でもこれを認め、とりあえず「稿本天理教教祖伝」中の<の逃亡である>とあるところを<突然居なくなったのである>と訂正された。(「みちのとも」昭和五十七年二月号)

『稿本天理教教祖伝』P158(初版は1956(昭和31)年)

『稿本天理教教祖伝』1981(昭和56)年改訂版

明治十四年春以来、かんろだいの石普請は順調に進み、秋の初めには二段迄出来た。第十七号には、元のぢばの理を詳らかに述べ、人間創造の證據として、元のぢばにかんろだいを据えて置く。この臺が皆揃いさえたなら、どのような願もかなわぬという事はない。その完成までに、確り世界中の人の心を澄ますように、と、明るい將來の喜びを述べ、胸の掃除を急込まれた。

しかし、その直後思いがけない事が起った。それは、石工七次郎の逃亡である。測らずも、石普請はこゝに頓挫した。

一見、偶然のように見えるこの出来事も、人々の心の成人につれ、又、

しかし、その直後思いがけない事が起った。石工七次郎が突然居なくなったのである。測らずも、石普請はこゝに頓挫した。

# 石工七次郎逮捕の理由は博打と女犯

八島氏が「七次郎は賭博、女犯をしたとの密告で警察に捕まった」という情報をどこで入手したのか不明ですが、全くのどっち上げということもないでしょう。八島氏は「獄死」という表現をしているので、拷問でも受けて死んだような印象を受けますが、警察で死んだというのは事実のようなので、かなり手荒な取り調べを受けたことが病弱な体にこたえたということでしょうか。七次郎は「甘露台石造」という仕事を請け負っただけなのに、とんだ災難にあってしまったということになります。

かんろだいの石造りをやろうとするのですが二段まで出来たというので、その当時は機械ではないですから後の仕事は、手間がかかった。お祝いで休みを作ったのです。それでカリンド畑（※雁多尾畑－現柏原市）村へ帰ったら、突如として石工七次郎が捕えられてしまう。理由は、博打をやったろう、女を犯したろうです。カリンド畑というところは生駒の中腹ですから、当時の夜這いなど当り前なのです。職人が旅で仕事して家を離れていたら、花札やるのは当り前。それを**博打やって、女を犯したと密告があったら、どんな人間でも当時は捕まってしまう**のです。そして、そんなのは微罪なのです。ところがなまじこの人がなまじめだったのです。博打も夜這いもやってないのです。警察では捕えたものの、誰かの密告で大事を起こしたということを揉み消すために**獄死させてしまう**のです。それがかんろだい石普請の頓挫というのです。（『ほんあづま』426号. P12. 2004. 八島英雄）





この説は「石工の不始末」という通説に従っています。「石工が用材の石を欠いてしまい、その補充が出来なかった」ことが石普請頓挫の直接の理由とします。その前提として、山の所有者のように言われている庄司さんは山の管理人であって、本来の所有者は中島安平という人で、「甘露臺寄付並に入費控帳」にある6月20日に一円を木屋新五郎に渡している(P156)のは管理手数料のようなもので、石代そのものは「つとめ場所ふしん」の時のように未払いになっていた、だから石を欠いて用材が不足になった時に再度石取りに行けず頓挫してしまったというものです。

◇研修ツアー. 9月24日（木）午後1時出発. 旧瀧本村字北室

出発前に、参考館に展示してある「石の礼状」で、「瀧本村之内字北室と申 洞中に有之石」という字を確認し、吉見良三氏のエッセー『甘露台の石切り場探訪記』を参照して現場を視察した。そこで次のような結論を得た。

北室の磐座がいつしか雨によって崩れ、そのいくつかが谷間の隠田の中に転がり込んだ。田を作っていた人に一円、山番の人に二十銭を支払い、石工とひのきしんの人達が石をお屋敷に運んでかんろだいに加工した。

『甘露台の石切り場探訪記』の重要な部分を紹介する。

「これは御里分教会(中和部属、天理市西井戸堂町)の植田義弘会長からご教示いただいたものだが、古い教人たちの間では、／『大昔に八ツ岩が割れて、その一つが庄司さんの山に落ち、甘露台の石になった』／という伝承が信じられていたという。この伝承の出所は聞きもらしたが、多分、同氏の父君、故植田英蔵氏(元中和大教会長)が、精力的に収集された伝承資料の一つであろう」

「聞けば氏(滝本の古老の一人、中島忠一氏)は、もう六十年近く自家の持ち山はもちろん、この辺一帯の山の管理をゆだねられ、夏期を除いて毎日のように手入れに入っているという。付近の山にまつわるさまざまな伝承や出来事を、子守唄のように聞いて育った人らしいことは、その話のすみずみからもうかがえた。／『この辺は、滝本町の小字北室といいましてね。したがってこの山も、私どもは北室の山と呼んでいます。山の頂上に近いところに、巨大な石の塚があったり、大岩がごろごろしていたり、とにかく不思議な石にまつわる話の多いところですよ』『甘露台の石も、ここから出されたとか』『そうです。このすぐ上の山ですよ』『小字北室の何番地になりますか』『さあ、確かなことは覚えてませんが、千番台だったと思います』『材新の庄司さんの持ち山だったとうかがっていますか』『いや、皆さん、そうおっしゃいますが、実はちがうんです。これは下滝本の中島安平といって、私の本家筋で、元丹波市町(現天理市)の町長をしていた人の持ち山だったんです。安平さんの姉が、大阪へ嫁ぐことになって、持参金代わりに、この山の権利を持っていかれたんですけれど、そこが不縁になって、武蔵(天理市柳本地区)の富田某氏へ再婚された。で、山も永らく富田氏名義になっていたんですが、戦後、いまの持ち主、天理市豊井町の東田照男夫氏に売られたんです』『お道の資料では、甘露台の石をとったお礼に、材新の新五郎さんに一円払ったことになつ

ていますが『『そうですか。しかし実際は新五郎さんの山ではありません。ただ石切りの現場になった畑(隠田)は新五郎さんが栽培していたようだから、その損料ではありませんか。それともう一つは、新五郎さんが山の管理をしていて、村方との話し合いの仲立ちをしたから、そのお札もかねて、というのではありませんか』』(「保存会だより」『ほんあづま』1992.10号付録.八島英雄)

先月の保存会だよりでかんろだいの石採取場に関して伝えたが、十月中旬に中島忠一氏に直接逢い、**教祖御在世当時の所有者が本家に当たる中島安平氏で、庄司新五郎氏は管理人**であり、一時本家の手を離れていた所有権も戦後、中島忠一氏が豊田の森田氏より買い戻し、現在の所有者である中島忠一氏が北室一帯の薪炭材である櫟(くぬぎ)の木を、三十数年前に建築材である杉桧に改植し、その時にかつて庄司新五郎さんが栽培していた隠田の跡にも植林したことを確認した。/ その結果、『ひとことはなし』その二に、前真柱が、「『滝本村、木尾新五郎へ石礼に遣わし』と一円支出あるから、此の石材は新五郎さんの持山から切り出されたものと思われる」と書いていることが事実と相違していることがわかった。/ また元治元年のつとめ場所普請の時の材木を入れた時の事情も明らかになって来た。中島さんは、豊井、瀧本に懸けて広大な山を持っていた。庄司さんはそれを管理し、隠田を栽培する程任されていた。吉田神祇管領からこかん名義の許可が出て、つとめ場所の普請が始まる時に呼び掛け人達が持ち寄ったお金が三十両余りあった。その内の五両を材木の手金として阪の材新こと庄司新五郎さんに渡し、余りの金とその後集まった金は秀司と山中忠七が預かった。庄司さんの子孫の話によると、つとめ場所が事もなく完成したが、秀司は支払いをせず、大工の伊蔵はあやまりに歩いた。翌年も大和神社の事件があったとかで支払いをせず、その後、つとめ場所に秀司が天輪王明神という神社を祀って、参拝者も祈禱を依頼する人も大勢になったので、残金を謂求に行ったのだが、教祖は顔を背けているし、伊蔵さんは平あやまりしていた。何度も行ったがついに秀司は支払わなかった。昭和になってもまだ支払っていないという。/ 庄司新五郎さんの催促があまり急でなかったのは、**庄司さんの取分はすでに手金で渡し、残金は主に中島さんの所へ行くべきものだったから**と思われる。/ そうこうする間に、教祖がかんろだいを造るための石を求めているので、庄司さんが北室の隠田に八ッ岩伝説に関わって崇められていた磐座が崩れて転がり込み、邪魔になっていて、近くにはもっと大きな石もあると話し、邪魔な石を世界だすけの真理を教える教材のかんろだいに造り上げようとして、北室の石を使ったと思われる。/ 現在三十八母屋の裏の育成広場になっている所は昔の石切り場で、単なる石材なら近くでも求められたはず。八十四歳の教祖が山の中まで見に行き、大勢のひのきしんで十三個の石をお屋敷まで運んだのだが、この時にも金銭支払い帳をみる限り、庄司さんと山番への御礼だけで、山の持ち主の中島さんへは支払っていない。この事情で二段据えられた後に**石工が石を欠いて、代わりの石を補給できなくなり、工事が頓挫**し、続いて警察に没収されるという事態になったと思う。(※『甘露台の石切り場探訪記』の引用と八島氏の調査内容に名前等で食い違いがある。)(「保存会だより」1992.11号) **6**

八島氏は、石を欠いて用材が不足になった時に再度石取りに行けず頓挫してしまったという解釈をしているのですが、「甘露臺寄付並に入費控帳」の9月のページを見ると、9月に入ってから連日山へ行き、9月25日には石を運び出しているように書かれています。また、15日には15人が山に行っているようで、かなり大掛かりに石出しの準備をしていることがわかります。確かに5月に出した用材では、欠けたものが出たりして不足したが、その不足を補うために、9月18日まで山行きをくりかえし、25日に運び出し、準備が整って、28日に休みを取って帰宅したその時期に、七次郎は冤罪で警察に捕まり、死に至ってしまったのです。

一、明治十四年九月二日夕より廿日朝迄

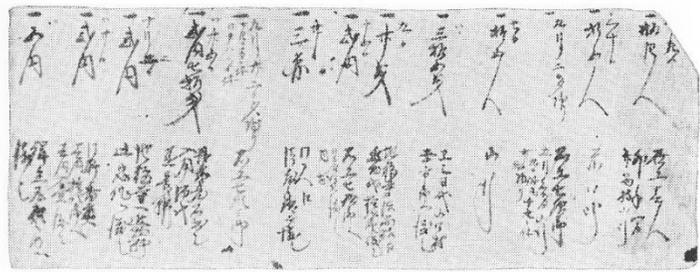
九月三日	七次郎山行	九月十二日	〃
〃 四日	〃	〃 十三日	〃
〃 五日	〃	〃 十四日	〃
〃 六日	〃	〃 十五日	〃
〃 七日	〃	〃 十六日	〃
〃 八日	〃	〃 十七日	〃
〃 九日	休	〃 十八日	〃
〃 十日	七次郎山行	〃 十九日	休
〃 十一日	〃	〃 廿日	朝歸り、清藏手次にて渡し

二、明治十四年九月廿二日夕より廿八日迄

九月廿三日	記載なきも仕事せるものと 思ふ	九月廿六日	記載なきも仕事せるものと 思ふ
〃 廿四日	半日休み	〃 廿七日	〃
〃 廿五日	甘露臺石出し	〃 廿八日	本日より休み

『ひとつとはなしその二』 P184

『ひとつとはなしその二』P159



二十九日	拾四人	石工 壹人
三十日	拾五人	外手 間
九月二日夕歸り	拾五人	辨當 持山行
七日	拾五人	前同様
九月三日より山行	拾五人	石工 七次郎
九日	拾五人	九月三日より山行
十五日	拾五人	九日休日 十九日休
廿日	拾五人	廿日朝歸り
九月廿二日夕歸り	拾五人	山行
同廿八日ヨリ休	拾五人	エシヨ代山口村
廿五日	拾五人	幸市郎へ渡し
十月二日	拾五人	地福寺法尙様江
廿二日	拾五人	進物代權次郎へ渡し
廿五日	拾五人	石工七次郎へ
廿八日	拾五人	日雇賃渡し
廿九日	拾五人	内出
三十日	拾五人	同 人 江
九月二日夕歸り	拾五人	清藏手次ニテ渡し
同廿八日ヨリ休	拾五人	石工 七次郎
廿五日	拾五人	甘露臺石出し
十月二日	拾五人	入用酒代
廿二日	拾五人	豆長拂
廿五日	拾五人	地福寺へ進物料
廿八日	拾五人	辻忠作へ渡し
廿九日	拾五人	同所香奥
三十日	拾五人	壹圓權次郎へ
九月二日夕歸り	拾五人	壹圓入費渡し
同廿八日ヨリ休	拾五人	渡
廿五日	拾五人	渡
十月二日	拾五人	渡
廿二日	拾五人	渡
廿五日	拾五人	渡
廿八日	拾五人	渡
廿九日	拾五人	渡
三十日	拾五人	渡

甘露台普請の留意点 - 大和の欠落

大和の寄付金が非常に少ない

「甘露台石造の顛末」(『ひとことはなしその二』)には、石工七次郎の行動が詳細に記されています。それは甘露台石造が未完成に終わった理由として石工の不始末が語られていることについて、それを実証しようとする意図があったと思われます。その中で特記すべきこととして、普請金の寄付者に大阪河内の人が多く、大和は非常に少ないということと、作業に当たる石工が、大和の人ではなく、片道1日を要する河内(現柏原市)の人であったことです。そして、未完成の原因がその石工にあったとされていることです。「顛末」は最後に残された研究課題として4点を挙げその中に「石工の不謹慎不始末」の事実関係も入っており、寄附帳、入用帳の検討ではそれを見出せなかったことを示しています。

甘露台石造の寄付者は大阪河内摂津という現在の大阪府内がほとんどで、大和は非常に少ない。「顛末」は大和の人は「ひのきしん」(労働奉仕)で参加したからという理由を挙げますが、大坂の講社に伝わる伝承では石の運び出しも真明組(現芦津)と明心組(現船場)が主体になったとあって、何か大和の人が積極的に関わるのを阻害するような要因があったのではないという推測を導き出すのも可能です。

以上は、両張を材料としたのみによって推定した明治十四年の甘露臺石造普請の様子であるが、その寄附者に、大阪河内の講社名を多くみうける事と、石工七次郎も河内の者である事等も注目を惹く。しかしその普請の完成不可能であった事はよく知られてゐる所であり、石工の不始末もよく話されてゐる点だが、此の寄附帳、入用帳によって工事の進捗ぶりが窺はれる様に思ふ。(『ひとことはなしその二』P180)

在所不明	大和	攝津	播磨	堺	河内	大阪	國
一名	二名	六名	一名		三七名	二三名	個人
〇・二〇	二・〇〇	四・〇〇	〇・二〇		九・四八	一・四四	寄附金額
		一點		一點	五點	五點	講
		五・〇〇		八・〇〇	七・八〇	五・五〇	寄附金額
〇・二〇	二・〇〇	九・〇〇	〇・二〇		八・〇〇	一・六七	計

最後に此の稿を打切るについて、研究不充分と思はれる点を連記して、後目の葉とする。

- 一、石造普請を發表されたのは何日頃であつたか。
- 二、中止された理由は、石工の不謹慎不始末と云はれてゐるが、それによるものであるや否や。
- 三、横田七次郎をつれ帰つた手蔓。
- 四、此の両帳に現れてゐる期間の天候。(『ひとことはなしその二』P186)

## ひのきしん(労働奉仕)も大阪勢が主

### 大和の寄付者が非常に少ない

八十四件の寄附者をしらべるに、同一人で二回寄附してゐる人もあるが、一人一回の場合多く、特に不思議と思はれるのは、主として、大阪河内の講者よりの寄附が多くて、大和の講者の名は龍田村、平群郡、永原等僅かしか記入されてゐない。此の大和に少い事は如何に解釈するか。大和のは別に寄附帳があったかとも考へられるが、それよりも入費の部などでも見られる如く、大和の人々はひのきしんとしてふしんに参加した人が多かった事とも考へられ、そのために、金員による寄附が目立って少いのではなからうか。（『ひとことはなしその二』P161. 中山正善. 1936）

伝承によると、切り出された石材は、山からふもとの道路まで運び出すのを真明組（現芦津大教会－※大阪市東住吉区）が、道路から庄屋敷まで運ぶのを明心組（現船場大教会－※大阪市中区）が主体となって当たったという。（「『甘露台の石切り場』探報記」吉見良三. 「陽気」昭和58年2月号. P59）

### 作業の中心である石工がなぜ大和ではなく、河内の人だったのか

此の両帳には、石造普請の日記の様な所も多いが、これ等によって、石工横田七次郎の様子や、石造普請の概要を推測するも無駄ではなからう。

即ち此の石工の七次郎であるが、彼は河内の雁多尾畑（かりんどばた）村の者なのであるが、誰のつてにて来る様になったのかははっきりせない。が、本工事には主要なる役目にあり乍ら、工事進捗上に面白くない影を見せてゐる様に思はれる。

それは最初の日には相嘗長く滞在してゐ乍ら、その後の行動に勝手勝ちな点を見出されるからである。（『ひとことはなしその二』P174）

### 山の管理者に対する礼は一応済ませている

六月廿日には、彌平さんが使者となり「瀧本村、木尾新五郎へ石礼に遣し」と一圓支出あるから、此の石材は新五郎さんの持山から切り出されたものと思はれる。又同日、同村の山番にも礼廿銭、彌四郎さんにもクサリ損料拾銭支出されて居り、甘露臺伏し神酒肴代として、権次郎さんを使者として、廿四銭出されてゐる点等から見て、甘露臺第一石が据ってそれにともなって、諸方へ形つけられたのではないかと思はれる。（『ひとことはなしその二』P176）

甘露台石  
普請と「御  
苦勞」の関  
連性

2度目の石出しの準備が行われていた9月は、「14年の御苦勞」の端緒である「止宿人届の不手際」が問題になった時でもあります。八島氏によれば、9月17日は甘露台二段が積み重ねられる日で、その日に合わせて大阪方面から多数の参拝者があり、それを知った警察が止宿人届の問題として動いたということになっています。『天理教事典第三版』「御苦勞」の項に明治14年頃のこととして「陰暦の毎月26日には、参拝者が多く寄ってくることから特別な理由がなくても、召喚が繰り返された」とあり、警察が常時監視していたような印象を与えますが、この時期は転輪王講社がまだ存続していたので、根拠が薄いような気がします。するとやはり、警察はどうして知ったのかが問題になってきます。

17日は甘露台二段が出来た日

『稿本天理教教祖伝』には書いていないのですが、九月十七日というのはかんろだいの建設が進みまして二段までの石ができて、そして二段がきちんと重ねられた日なのです。かんろだいの建設が二段までできたということで大阪から講社の人達が大勢来て泊まっていたのです。／そして、その日泊まった人の名前が宿帳に書いていないということがたちまち警察の知るところとなって呼び出しが来た、と書いてあるのです。

その日泊まった人の名前です。それが宿帳に記されていないことがたちまち警察の知るところとなつて『稿本天理教教祖伝』に書いてあるのです。／当時中山家の宿帳はコンピューターのホームページで発表されていたわけではありませんで、警察はどうして知ったのだろうか。それで山沢さんが警察へ行きましてこの手続書を書いているのです。（『ほんあづま』377号P5）

明治14年	かんろだい石普請	止宿届けに端を発する一連の警察文書
5月4～21日	石工による石見から石出しまで	
6月20日	甘露台伏し(一段目が出来たという事か?)	
〃	木屋新治郎等へ礼渡し	
9月3～18日	山行き	
9月16日		梅谷外十数名宿泊
9月17日	甘露台下二段重ねられる。(八島説。山澤手続書に「二段まで出来」とある)	長谷與吉外5名宿泊。この日から10月8日までの「やしき」関係者の「手続書」等12通の「警察文書」が存在。
9月25日	甘露台石出し	
9月28日以降	石工七次郎より休み。この日以降に、七次郎は警察に拘留され、獄死したと伝えられる。	

明治14年の御苦勞に  
関連する警察文書

天理教内に残されている警察文書は非常に多い。また、これらの文書の内容は天理教の教祖伝、教理において非常に重要なものです。止宿人届の不備という最初の取調べから、これだけの史料群が残されていることに些か疑問にも感じる所です。

年月日			
明治14.9.17	岸本久太郎(梅谷に同行した初心者)「口書」	『梅谷文書』P64(全文).『復元37号』P227(冒頭のみ)	
// 14.9.18	小東政太郎(まつゑの弟)「手続書」	『復元37号』P229.『ひとことはなし』P102	
// 14.9.18	小東政太郎「手続書」	『復元37号』P230.『ひとことはなし』P103	
// 14.9.18	<i>山澤良治郎「就御尋手続上申書」</i>	『復元4号』P5.『復元37号』P227.『ひとことはなし』P96.『稿本教祖伝』P160	
// 14.9.18	山澤良治郎「御請書」	『ひとことはなし』P100	
// 14.9.26	奈良警察「(山澤良治郎への)申渡」	『復元37号』P232.『ひとことはなし』P101	『梅谷文書』収録のものは、すべて『静かなる炎の人.梅谷四郎兵衛』(1978.道友社)に訳文付きで出ている。
// 14.9.27	中田儀三郎「御請書」(長男中田岸松)	『梅谷文書』P65	
// 14.9.27	中田儀三郎「口供」	『梅谷文書』P67.『復元37号』P233	
日付の記載なし	辻忠作「御請書」(引受人記載なし)	『梅谷文書』P69	
// 14.9.28	<i>辻忠作「口供」</i>	『梅谷文書』P69.『復元32号』P276.	
// 14.10.7	辻忠作「就御尋手続書」	『復元32号』P278.	
// 14.10.8	マツエ外四名「手続上申書」	『復元30号』P239.(一部のみ)※中山家の土地所有高に関する重要史料	
// 14.10.8	<i>中山みき「手続書」</i>	『復元4号』P7.『ひとことはなし』P151	

斜体文字は、「不燦然探知簿」に「あり」と記されているもの

→7日付丹波市分署宛と8日付奈良警察署宛ほぼ同内容の2通が存在する(『ひとことはなし』P150)

註 この「口書」三通、並に明治十四年九月十八日付山沢良治郎氏「手続書」一通(「ひとことはなし」参照)は、明治二十年、奈良県が大阪府の管轄を離れた後、当時大阪府下の警察に勤務していた明心組一信者が、老先生に何かの参考にと持参したものである。(『梅谷文書』P71. 1951. 船場大教会史料集成部. 養徳社)

「明治14年の御苦勞」関連資料の解説をする前に、参考に『稿本天理教教祖伝』のその部分を示しておきます。

【『稿本天理教教祖伝』第七章P155】

明治十四年九月の御苦勞は、十六、七日（陰曆閏七月二十三、四日）、止宿人届の手違いをきっかけとして起った。

当時は、蒸風呂兼宿屋業の鑑札を受け、これを秀司名義にして居たので、宿泊した者は一々届け出る事になって居たが、この頃は参詣人が急に殖えて来た為に、忙しくてその暇が無かった。九月十六日には、大阪から、この年二月に信仰し始めた梅谷四郎兵衛、それから岸本久太郎外十一名、十七日夜には、長谷與吉外五名等が帰って来て泊ったが、それを届け出なかった。この事が、忽ち警察の知る処となって、直ちに、まつゑはじめ主だった人々を呼び出した。しかし、まつゑは櫛本へ行って不在のため、秀司の出直後、後見役のように家事万端の取締りに当って居た山沢良治郎が呼び出されて、九月十八日（陰曆七月二十五日）付手続書をとられ、同月二十六日付七十五銭の科料に処せられた。又、まつゑの実家の小東政太郎は、まつゑ不在の旨を断りに行った処、時刻が遅れたとて手続書をとられ、まつゑの実印を代わって捺したと言うては叱られた。（註二〈※山澤良治郎手続書が全文掲載〉）

越えて、この年十月七日（陰曆八月十五日）には、多数の人々を集めて迷わす、との理由によって、まつゑ、小東政太郎、山沢良治郎、辻忠作、仲田儀三郎の人々を、丹波市分署へ拘引し、手続書の提出を命じた上、それ／＼五十銭の科料に処した。教祖をも拘引し、手続書を取り五十銭の科料に處した。

当時、常にお屋敷に居た者は、教祖、まつゑ、眞之亮、たまへ、梶本ひさ（後の山沢ひさ）、外に、仲田、辻、高井、宮森の人々であった。但し辻は主として夜分、高井は月の中二十日位。山本は大てい布教に廻って居た。

この明治十四年のふしは、明治八年の御苦勞以来、六年振りの出来事である。教祖はこの時既に八十四歳であった。

「9月〇日」が「十月七日」に訂正されている

両教祖伝とも内容はほぼ同じ。手続書を出したことが記されています。

天理  
 紙用部本會  
 治郎氏二日丹波市警察署署長に留置せ  
 下し尋問を受けし事  
 ○明治十四年旧三月十日秀治様死去  
 ○今年舊正月路星二重目出来吃  
 ○今年十月七日教祖様八十四才の件松尾  
 様始の小東政太郎山澤良治郎辻忠作  
 仲田儀三郎の諸氏ハ丹波市分署へ拘引  
 せしれ各々手續書を差出したり而して  
 五十銭の料料申付たり  
 此片を祖様も拘引せしれ玉ひ手續する  
 差出し具上五十夫の料料申渡され玉ふ  
 当時の署長ハ中川四郎ト云人ナリ  
 ○明治十五年九月十二日石造耳路星

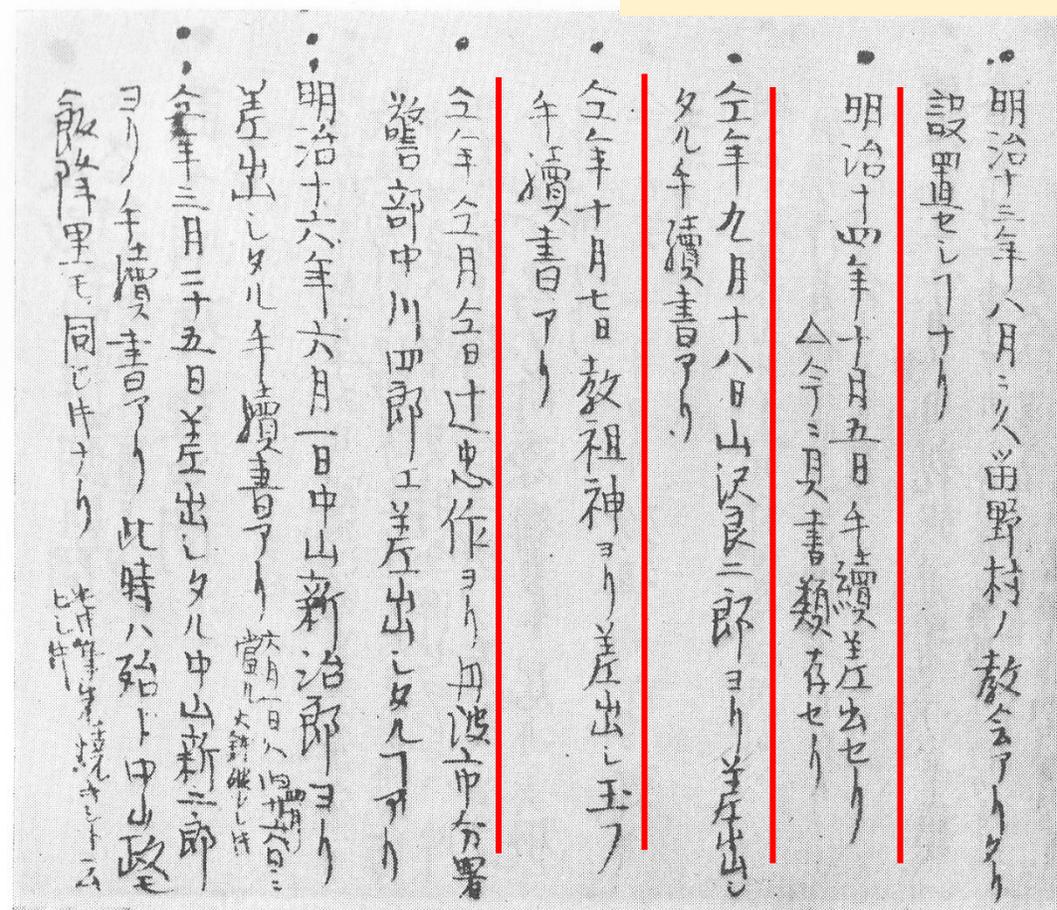
申出せり  
 差出せり  
 明治十五年春  
 良治郎 辻忠作  
 山本利三郎等  
 教祖様ハ三月五日ノ料料 山澤以下ハ  
 丹二十五夫ノ料料ニ処し而して警察ノ云  
 ニハ本官ガ如何程ヤカシク取締ルト云  
 其方等聞入レザレバ其方等力キリ信仰致セ  
 其カハリハ本官モ力キリ止メルコトスル  
 申セリ

仲田儀三郎  
 辻忠作

此事ハ 神様ノ御思召シ叶ハザリし故度ハ御  
 叱責ラ蒙ガリシ事ハ 余存人ハ續々来ルル公許ハ  
 ナレ警察署ヨリ叱責セラル不得止地福寺ニ出  
 入スルヲ 勸メテ出張所ヲ設クルニ至ル元ヨリ神  
 様ノ御意ニ叶ハルモ故ニ幾何モナクテ取拂ハル  
 年月日父君丹波市分署工止宿屋ニ御出  
 マシテ其傍一夜拘留セラル此時上田嘉治郎  
 同道相成り同レク拘留セラレ尋問ヲ受ケラル  
 明治十四年旧三月十日中山秀治君ハ死去遊サレ

十  
 申セリ  
 申出せり  
 差出せり  
 明治十五年春  
 良治郎 辻忠作  
 山本利三郎等  
 教祖様ハ三月五日ノ料料 山澤以下ハ  
 丹二十五夫ノ料料ニ処し而して警察ノ云  
 ニハ本官ガ如何程ヤカシク取締ルト云  
 其方等聞入レザレバ其方等力キリ信仰致セ  
 其カハリハ本官モ力キリ止メルコトスル  
 申セリ

『稿本天理教教祖伝』は中山新治郎(真之亮)作の「教祖伝」がベースになっており、明治31年作では、「九月」が「十月」に訂正されています。『復元33号』は全文写真版で、修正箇所、貼紙追加の部分が確認できるよう製本されています。



- ・ 明治十四年十月五日 手続差出セリ △ . . . 書類存セリ
- ・ 全年九月十八日 山沢良治郎ヨリ 差出シタル手続書アリ
- ・ 全年十月七日 教祖神ヨリ 差出シ玉フ手続書アリ
- ・ 全年全月全日 辻忠作ヨリ 丹波市分署警部中川四郎エ 差出シタル・アリ

明治32年作の「不燦然探知簿」には、手続書が存在することが書かれています。

中山正善氏は、同じ32年には『翁(※本席)より聞きし咄』が出来た年でもあると述べています。『翁より・・・』は、「おさしづ」では「大豆越忠七、大工に道で言い付けて、人数神殿の前を通れば、拝して通れ」と書いてあるのに、「教祖二伺エハ、行キテモ宜シ、道スガラ神前ヲ通レバ、拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ」とある手記です。本席の話したことが『おさしづ』と『翁より・・・』では違っているわけです。

明治32年は当時属していた神道本局の管長から天理教の一派独立を勧められた年です。そんなこともあり、国家の公認宗教として認められるような教祖伝づくりが始められたのです。

父様(※中山新治郎)の手記の一つに「教祖様御履歴不燦然探知記載簿」／と名づけた縦五寸二分、横四寸位の小冊子があります。明治三十二年の書き初めで、「石之舎」と號を書き、「蘭」と印してあります。石之舎蘭とは父様の雅號なのだが、何日頃から用ひられ、何時頃まで使はれたかは、今日まだ判然とは知らないが、明治廿五六年頃の手記にも見出される様であります。／ 記載内容は、表紙に「并ニ教祖様の逸事も合せて記載す」と追筆されてある如く教祖様の御事蹟を一ツ書に書き込まれてあるが、必ずしも「不燦然」たる事のみではなく、よく人々の知る事も混つてあります。／ 内容を紹介する以前に、一寸心付いた事を申述べますが、此書始められたのが明治三十二年である事です。それは翁の話もやはり、三十二年の手記であった事を覚えて居られませう。その他の手記や史實によりますと、此三十一二年頃に、教祖様の御傳記編纂の議が進んでゐたと思はれるのでありまして、その上からかゝる書き物が残つてゐるのだと思ひます。而して此等の断片的な覚書から、或は教祖傳なり、別席おはなし稿本なりをつくられたのではないかと思はれる。又その草稿も残つてあります。(『ひとことはなし』P84. 1936.)

10月  
拘引説  
の根拠

教祖の手續書の日付は10月8日になっているのですが、昭和11年に作成された「史実校訂本」本文は「9月27日」としています。また、それに付けられた資料をみると、日付の確定は非常に難しいことが分かります。最後の(ホ)資料(本資料P2.(ホ)資料の写真版)は、「9月<不明>日」が「十月七日」に訂正されています。「10月説」の決め手は、「教祖手續書」が10月8日(7日付のもあるようです「丹波市分署宛」)だからでしょう。「9月説」では教祖が警察に呼び出されたという証拠が何もないことになってしまうからです。また「史実校訂本」では「奈良警察に召喚」に対して、『稿本』では「丹波市分署へ拘引」になっています。

【史実校訂本 第二章 第六節 明治十四年の迫害】

斯かる間にも道の教勢は次第に伸展して、ちばに帰参する信者の数も日に加かつて参りました。／これが警察当局の忌違に触れた為か、明治十四年九月廿七日、教祖様とまつゑ様を始めとして重なる信者四名を突然奈良警察署に召喚して、信仰を中止せよと懇々説諭を加えた上に、各々科料の処分を申付けました。(『復元37号』P223)

考一 明治十四年の拘留

(イ) 又此年(明治十四年)講社が益々沢山出来、日々参詣するもの多敷であります故に、又御教祖様、松恵様、仲田、辻、山澤、山本様方々と共に奈良警察へ拘引致し、か様な信心を止めよといふに、如何にしても止める見込がないから、今日は警察とこんくらべを致そふと申されて永々の説諭せられ、此時松恵様が二圓五十銭、外の者は一圓五十銭宛の科料金に處せられました。

「天理教祖之實傳之御嘯し」

(ロ) 明治十四年御教祖八十四才ノ御時・・・全年二月末 妄リニ信徒ヲ参詣セシムルノ故ヲ以テ 御教祖及 季司氏ノ未亡人松枝女 中田儀三郎 辻忠作 山澤良介 山本ノ六人ヲ奈良警察署へ召喚シ 如何ニ信仰ヲ禁止スルモ到底信仰ヲ止ムルノ見込ミナケレバ 今後警察トコンクラベセント申渡サレ 御教祖 松枝女ハ各弍円五十銭 其他ハ各壹円二十五銭ノ科料ニ處セラレタリ (『御教祖御略傳 附天理教会起原沿革』 諸井政一) / (註、“季”は“秀”の誤り)

(ハ) 明治十四年奈良警察へ拘引、説諭、科料  
松枝様 二圓五十銭 / 教祖様、仲田、辻、山澤、山本、一圓五十鏡 「天理教祖の實傳記」

(ニ) 初代真柱様の御直筆で次の如き断片の記述あり  
明治十四年に於ける出金高 / 六月六日 十二圓 御神酒料として村方に出す / 七月五日 十五圓 若連中仲間入  
十二月六日 六圓五十銭 奈良警察行入費

(ホ) 明治十四巳年旧三月・・・ (※明治31年作中山新治郎『稿本教祖様御伝』)

事の起りは九月十六七日の止宿人届に発してゐる様であります。

九月十六日と云へば、陰暦の七月二十三日に相当するのでありますが、十三四年頃は大阪市内での道がどん／＼延び、御命日に参拝して来る人も日々に増加した事なんでせうが、又お上の方でも段々と監視がきつくなり、特に御命日に注意してゐたと云はれてゐます。

次に現存してゐます手續書等からその頃の様子を想像してみませう。

九月十七日附の岸本久太郎さんの口書によりますと、岸本さん等は梅谷四郎兵衛さんに伴はれ、外に十一名の同志と共に止宿した様に思はれます。又、九月廿六日附の山澤良治郎さんの申譯書には、「九月十七日夜（中略）長谷與吉外五名止宿」させ乍らその届出を等閑に附したとあり、（104頁不燦然探知簿手續書の項参照）科料に處してゐる處、及、小東政太郎さんの手續書二通（同前参照）等から考へてみますると、十七日見廻りに来て指摘した不行届の上に、更に代印をしたとて、心証を害したものと思はれます。が、何か事あれかしと探してゐた時だったのでせう。この事が段々と大きくなって、その頃のお側の人々は次から次へと丹波市分署へ出頭を命ぜられてゐます。而してその結果、教祖様の御苦勞となったものと思はれます。

而して取調の内容もまち／＼であります。先の止宿届問題から、蒸気風呂兼宿屋問題になり、鑑札の有無や名儀人問題から、参詣人の便宜にとの話になり、とう／＼教祖様の「赤い衣物」の意味から、信仰問題の話、各自の入信経路と云った風にすゝんで行つてゐる様です。

次に示すは教祖様の、八日附で奈良警察署長、大阪府七等警部、中川四郎殿宛に提出された手續書であります。が、之と略（ほぼ）同文のものが前日七日附にて丹波市分署へも提出されてあります。又辻さんのものも奈良署長宛である所等から推定いたしますに、一日おいて両方で取調べられたと考へるより、丹波市分署で取調が行はれ奈良署へも手續書が廻されたものでないかと想像するのであります。

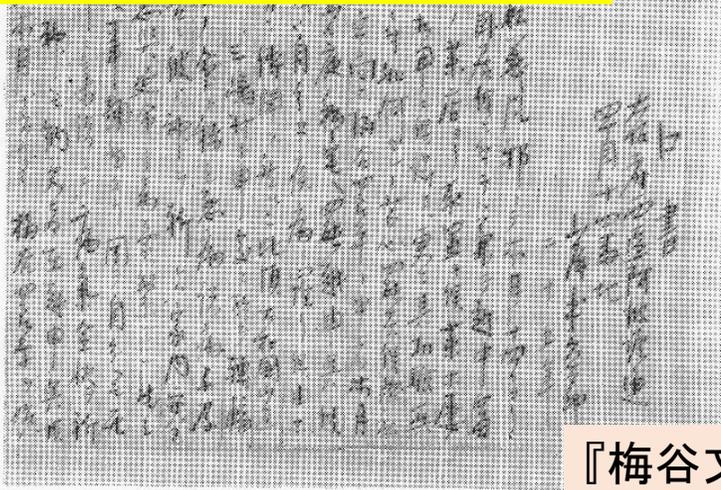
教祖様御傳（※明治41年中山新治郎作『教祖様御伝』）によりますと、教祖様始め松恵祖母様、小東政太郎、山澤良治郎、辻忠作、仲田儀三郎の諸氏は夫々五十銭の科料に處せられたとありますが、残念乍らその申渡書が見出されません。（『ひとことはなし』P149）

9月16日に初めて「やしき」に来て、警察の取り調べを受けることになった岸本久太郎の「口書」です。病気全快の祈願法として、「**異議なく助け給へ転輪王ノ命ト称へ**」と書かれています。「第一節」の成立年代の議論から考えると、この「口書」は、そこに付された日付よりも後の時期に作られた可能性も考えられる文書です。

口書 / 大坂府西区阿波堀通四丁目十四番地 / 岸本久太郎 / 二十五年

一、私義、風邪ニテ本月十四日ヨリ打臥居候ニ付テハ、兼テ越中富山ノ薬店ヨリ取置キ候薬等屢々相用ヒ候得共、更ニ其功驗無之ニ付、如何セント苦心罷在候際、私居宅向ヒ梅谷四良平ト申者、本月十五日夜、私宅へ罷越申呉候様ハ、自分共疾病ニ罹リ候由ホノカニ傳聞ス、然ルニ、此頃大和國山辺郡三嶋村ト申処ニ於テ、転輪王ノ命ト称シ悪病諸病不及言ニ、彼ノ神ヲ祈レハ、家内安全息災延命商売繁栄致シ候事顕然タリ、因テ自分へモ此神ニ参詣シテ病気全快ヲ祈レハ、神モ納受被為在趣申呉候故、本月十六日ヨリ梅谷四良平ヲ始メ外拾壺名ノ者共同道ニテ、同國山辺郡三嶋村転輪王ノ命へ参着仕候得共、如何シテ祈願ナセバ病気全快致セシヤラ世話掛リ始メ、参詣ノ人々ニ反覆相尋候得者、只異儀ナク**助け給へ転輪王ノ命ト称へ**候得ハ、病気全快致候様申呉候ニ付、其意ニ随ヒ暫ク祈願シ、終テ打臥シ居候処、郷貫詐称セシヲ以テ御拘引ニ相成、種々御尋問ヲ蒙リ、恐入候、然ルニ、右郷貫詐称セシハ故意ニ出シニハ無之、全ク梅谷四良平ノ誤解セシ者ニ付、右梅谷四良平御取調の上、私義ハ御放免被為下度、猶又本月十七日午後九時頃、転輪王ノ命へ参着シ、再三再四薬湯而已ニ浴セシトは、全ク虚言ニシテ、其趣意タルヤ転輪王ノ加護ヲ受ケ、病気全快ヲ祈願セシニ相違無之、且又、梅谷四良平世話掛リヨリ前頭ノ通り申呉ラレ候義、聊相違無御座、依テ御尋問ニ付、有体申上タテマツリ候。 / 以上 / 明治十四年九月十七日 / 右 / 岸本久太郎

訳文 一、私事、風邪気味にて本月十四日より就寝致しておりました。それで、前から富山の薬店より置薬しておりました薬等を度々服用して見ましたが一向に其の効もなく、如何がしたものと心配しておりました時、丁度、私宅の向いに梅谷四良平と云う者がおりまして、之が本月十五日の夜、私宅へ来て云うには、貴方が病気でお休みだと云う事をよそより聞き及びました。実は此頃大和國山辺郡三嶋村と云う処で転輪王命と云って悪病や種々な病気は言うに及ばず、彼の神を信じて祈れば家内安全息災延命商売繁栄は間違なし。だから私も此神様を参詣して病気全快を祈れば神様もお受取り下され御守護を下さるだろう、と云うてくれましたので、本月十六日から梅谷四良平を始め外拾壺名の者が共に同國山辺郡三嶋村の転輪王ノ命へ参拝致しました。然しどう云う風に祈願をすれば病気全快のお陰を頂けるのかと世話掛を始め参詣の人々に何度もお尋ねしました処、只、皆一様に「助け給へ転輪王ノ命」と称えさへすれば、病気全快の御守護を頂けますと云ってくれましたので、其の通りにして暫く祈願をして、終りましたので臥せて居りました。処が故郷の名を詐ったという事で御拘引され、種々と御尋問を受けましたが誠に申し訳ありませんでした。然し右の故郷の名を詐ったというのは故意ではなく、全く梅谷四良平の誤解からであります。何卒梅谷四良平を御取調べの上、私は御放免下さいませよう、なお又本月十七日午後九時頃、転輪王ノ命へ参拝し、再三再四薬湯にのみ浴したと云ったのは全くの虚言でありまして、其の趣意は、転輪王ノ命の御守護を受けるため、病気全快を祈願いたしました事に相違ございません。又、梅谷四良平世話掛より前に頭かなる通り云われました事はいささかも相違ございませんので、御尋問に対し有のまゝを申し上げましたものでございます。 『先人の遺した教話(一)梅谷四郎兵衛』P133.道友社.1978 17



『梅谷文書』

岸本久太郎氏口書 本文64~65

『復元37号』(1962)は「教祖伝史実校訂本下一」(1936(昭和11)年成立)を載せ、その中に「第二章迫害干涉、第六節明治十四年の迫害」があり、その「考二」で、岸本久太郎、山澤良治郎等の文書を紹介しています。ただ、岸本久太郎の「口書」以外は全文を載せているのに、岸本口書は、ポイントのみが記され、「助け給へ転輪王ノ命ト称」の部分は出ていません。なぜなのかと疑問が湧きます。

そもそも、「止宿人届の手違い」が原因の事件で、「止宿人」が警察に呼び出されるという事があるのでしょうか。「史実校訂本」作成の段階で、「岸本口書」の真偽が問題にされていた可能性があります。

明治十四年九月十七日

右

岸

本

久

太

郎

拇印

…故本月十六日ヨリ梅谷四郎平ヲ始メ外拾壹名ノ者共同道ニテ全國山邊郡三嶋村轉輪王ノ命へ參着仕候…

一、私儀風邪ニテ本月十四日ヨリ打臥居候…私居宅向ヒ梅谷四郎平ト申者本月十五日夜私宅へ罷越申吳候…

考二 明治十四年の拘留に於ける手続書の数々  
(イ) 口書

大阪市西區阿波堀通四丁目十四番地

岸本久太郎

二十五年

『復元37号』

9月16日に初めて「やしき」に来て、警察の取り調べを受けることになった岸本久太郎の「口書」です。病気全快の祈願法として、「異議なく助け給へ転輪王ノ命ト称へ」とあり、誰に聞いても「異議な」かったと書かれています。これが事実ならば、明治14年9月の時点で、「やしき」での祈願の言葉は「みかぐらうた」第一節であったことになり、

この第一節と第三節を一つにされたのは、  
／ あしきはらいたすけたまい いちれつす  
ますかんろふだい／のおうたであって、これが第一節及第三節の古い形であったのが、明治十五年の所謂“模様替”の史実の結果、上の句、下の句にそれぞれ下の句上の句が加わり、語尾も多少変更されて、  
／ あしきをはらうてたすけたまへ てんり  
わうのみこと 第一節 ／ あしきをはらう  
てたすけせきこむ いちれつすましてかん  
ろだい 第三節 ／の二節になったものと  
考えらる。(『続ひとことはなしその二』P81~  
82.1957<初出は1952『みちのとも』>)

という教祖存命中の「みかぐらうた」写本等を検討した結果としての中山正善説は、否定されることになります。

『明治14年巳五月本』(一覧表No.9)には、「第一第三合一節」と呼ばれる「あしきはらい たすけたまい いちれつすます かんろだい」という節があります。これを根拠に中山正善氏は「第一第三合一節」が明治15年の模様替え以降に第一節、第三節に分かれたもので、第一節の成立は明治15年頃であるという説を出すわけです。これに対して、永尾広海氏は『明治15年鴻田本』(一覧表No.14)を根拠に第3節が模様替え以前の「すます」であり、そこに第一節があるということは模様替え以前に第一節は存在したと正善氏の死後に反論しています。永尾氏論文の主要部分とみかぐらうた本の一覧表を付けておきます。

3 第一第三合一節について (「みかぐらうた本研究の諸問題について.上」永尾広海.1980.『天理教校論叢』16号 ①)

既述の通り、第一第三合一節、すなわち、「あしきはらいたすけたまい いちれつすます かんろふだい」のおうたが、みかぐらうた諸本中に始めて記されたものは、明治十四年巳五月、大阪天恵組が刊行したNo.9「拾二下り御勤之歌」という私刊本であります。今までみかぐらうた本として発見された最古のものであります。明治十四年九月、増田忠八手記のNo.11「十二下り宇たぼん」も、明治十六年四月、木村林蔵手記のNo.16「拾式下り御勤之歌稽古本」も未発見の当時は、唯一の資料でありましたし、後にNo.11・No.16に同じ歌詞が見出されるとは思いも寄らぬことであります。『稿本天理教教祖伝』の「慶応二年秋、教祖は、／あしきはらひたすけたまへてんりわうのみこと／と、つとめの歌と手振りとを教えられた。」ということが念頭にあって、講社の刊行した木版本であるから、十分慎重を期しているとは思ふものの、なにかの誤りではないか、と軽く筆者は考えていました。／ 昭和三十二年四月十日、二代真柱様は『続ひとことはなしその二』を刊行されるに当って、左記のごとくお記し下されているのであります。

この第一節と第三節を一つにされたのは、

あしきはらいたすけたまい いちれつすますかんろふだい

のおうたであって、これが第一節及第三節の古い形であったのが、明治十五年の所謂“模様替”の史実の結果、上の句、下の句にそれぞれ下の句上の句が加わり、語尾も多少変更されて、

あしきをはらうてたすけたまへ てんりわうのみこと 第一節

あしきをはらうてたすけせきこむ いちれつすましてかんろだい 第三節

の二節になったものと考えらる。(81～82頁)

（「みかぐらうた本研究の諸問題について.上」永尾広海.1980.『天理教校論叢』16号 ②）

しかし、その後、新資料として、No.13・No.14、及びNo.16が発見されて、筆者としては、この点については考え直して頂くべき余地が生じたもの、と判断しているのであります。なぜならば**No.13**は、真明組（大阪）の講元井筒梅治郎の自筆本であり、おちばに帰って直き直き教祖からお教えを受け、かんろだいの石出しにもひのきしんにいそしんだ方であり、明治十四、五年頃の手記であるNo.13は、資料的には高い評価を持ち得ると思うのであります。その中に、明らかに、十柱の神名に引きつづいて、／ あしきはらいたすけたまい てんりんをゝのみこと／が記されていて、しかもてをどりのおうたより先に記され、今までの発見本中、このおうたに関しては最も古いものであります。／さらに、No.14、すなわち、明治十五年三月に信仰し始めた鴻田忠三郎（『稿本天理教教祖伝』249頁）が、入信早々つとめを教えて頂き、教祖のおことばのまにまに、三月十七日、大和を出発し、新潟の布教地へ赴くのです（『稿本天理教教祖伝逸話篇』「九五、道の二百里も」160～162頁）。その地で、同年十二月起として記したNo.14「十二下り御勤」にも、／ あしきはらいたすけたまゑ てんりんおふのみこと／が記されているのであります。当時としては文筆のたつ有為の人であったことは、その達筆にも伺えますが、三月に大和を出発している月日からすれば、いわゆる“模様替”以前のおうたを教えられたままに伝えたものと思われるのであります。 —中略—

これらを通じて考えるとき、No.9だけの唯一の資料によってお書き頂いた『続ひとことはなし その二』のお考えは、考え直す余地が残されている、との意見を私は持つ次第であります。あえて私見を述べさせて頂くならば、**第一節は厳然と伝えられているが、明治七年、中教院における神名取消しの一件が、信者のあいだに影響をもって伏在し、第一節が記録上に表われなかったもの**と思われまゝ。むしろ、明治十三年の鳴物を揃えてのつとめ以来、さらに、つとめをお急ぎ込み下さる中に、つとめについての自覚（特に第一節に関して）が昂まり、それが、みかぐらうた諸本の中にも記されることになり、第一第三合一節と併記されてくるものとなり、No.13・No.14の第一節となって書き残されたものであります。もし、第一第三合一節にそれぞれ下の句と上の句をお教え頂いて、第一節及び第三節の二節になったものとなれば、前記のそれぞれのみかぐらうた本の内容が理解し難くなってくるのであります。上記の各みかぐらうた本からすれば、**第一第三合一節は、むしろ、第三節に替わって、信者によって一時期歌われたものであるかもしれない、という推測を持つのであります。**それが、教祖によってお教え頂いたものであるのか、あるいは、一時の応法（？）の道としてお許し頂いておったものであるのか、そのあたりは、今なお研究不足と資料不足で判然しないものがあります。

永尾氏の表

整理番号	題名	年代	筆者(発行者)	配列順序及び摘要※
No. 1	天輪王踊歌写帳	慶応3年	山中彦七	5
No. 2	天輪踊歌おんど	明治4年(推定)	梶本松治郎	5
No. 3	拾二くたり杵本	明治7年	梶井伊三郎	5
No. 4	(不詳)	明治7年頃(推定)	堀内与助	5(欠落あり)
No. 5	踊歌手本	明治7~9年	西浦弥平	5
No. 6	踊歌手本	明治9年8月	西浦弥平	4、5、4四首、2
No. 7	拾式降り	明治10年	朝田治郎輔	5
No. 8	天輪王踊勤歌	明治10年4月	仲尾休次郎	5
No. 9	拾二下り御勤之歌	明治14年5月	大阪天恵組	4、5、2、(13)
No. 10	拾二下り御勤歌	明治14年9月	(不詳)	4、5、一行書「是が御勤之事」、2
No. 11	十二下り宇たぼん	明治14年9月	増田忠八	4、5、一行書「ふれがおつとめの事」、(13)
No. 12	拾式下り御勤本	明治14~15年頃	(大阪真明組講元本)	4、5、一行書「是の御勤之事」、2、3
No. 13	(不詳)	明治14~15年	真明組 井筒梅治郎	1、4、一行書「十二下り御勤歌」、5
No. 14	十二下り御勤	明治15年12月起	鴻田忠三郎	4、5、2、3、1
No. 15	御勤之歌控	明治15年8月	(不詳)	1、2、3、4、5
No. 16	拾式下り御勤之歌稽古本	明治16年4月	木村林蔵	2、(13)、1、4、5、1
No. 17	天輪御歌	明治17年9月上旬	梶本松治郎	5

明治14年巳五月本

『みかぐらうたの世界をたずねて』34頁道友社

No. 20	十二下り御つとめの歌	明治18年頃	元斯道会	2、3、1、4、5
No. 22	十二下り御神楽共歌	明治18年頃	天元組三号	2、3、1、4、5
No. 23	十二下り御勤(之)歌	明治18年5月	松尾仁三吉	4、5、2
No. 24	大日本天理王十二下り御歌	明治19年正月	元木紘	2、3、1、4、5
No. 25	天輪王命十二下り御勤の歌	明治19年7月15日	飯田卯吉	2、3、1、4、5
No. 26	(推定)十二下り御神楽共歌	明治18~19年頃	(不詳)	2、3、1、4、5、「特別願勤の御勤歌」
No. 27	十二下り御神楽共歌	明治18~19年頃	(不詳)	2、3、1、4、5
No. 28	(表題なし)	明治17~18年頃	永尾芳枝	1、2、3、4、5(ただし、1~4は永尾白筆、5は別人の筆)
No. 29	拾式下り御つとめ共歌	明治20年頃	(村田本)	2、3、1、4、5
No. 30	御のぐら共 全	明治21年11月1日	著者/中山美文 発行者/前川菊太郎	1、2、3、4、5 【 <b>公刊本初版本</b> 】

『続ひと』とはなしその二』に入っていない主な資料

2019.11資料P18

右の表は『みかぐらうたの世界をたずねて』のものですが、永尾氏の論文をベースにしたもので、本の番号は同じです。永尾氏のものとは明治二一年以降昭和三五年までのものも入っています。

◎第一節は、明治十四年以後に現れる。  
◎現在の第一節から第五節の順になったのは、教祖が身を隠されて以後の明治二十一年からと思われる。

## 小東政太郎の手續書

この手續書は『復元37号』と『ひとことはなし』に収録され、『梅谷文書』にはありません。小東政太郎はまつゑの実弟で、宿屋運営の為に「おやしき」に来ていたようです。16日夜に「止宿人名取調トシテ」巡査が来て、まつゑが翌々日の18日の朝7時に警察に来るようにと書いていったことについて、まつゑは櫛本に行っていて警察へは行けないからと政太郎が代わりに7時を過ぎてから警察に行ったので、遅刻についての手續書をとられ、またまつゑの実印を使ったことについても手續書をとられたということです。まつゑが櫛本の梶本松次郎方へ行っていたのは、9月23日に松次郎の弟、新治郎が中山家にまつゑの養子として入籍(『復元37号』P107(中山家戸籍謄本))しているので、それについての打ち合わせがあったのでしょうか。

中山家の戸主であるたまゑに18日の出頭命令が出ているのに、17日に単なる宿泊人である岸本久太郎が警察に連れていかれて「口書」を取られるというのも何か不自然な気がいたします。

之によりますと、十八日の呼出しは、祖母様(※まつゑのことー中山正善から見ての祖母)にも出頭するようにとの事であったのが櫛本行にて不在のため、その時間に間にあはず、断りに行った小東氏も遅刻されて手續書を取られ、且又祖母様の実印をあづかって之を代捺した廉で、小東氏も亦叱られてゐる様が窺はれますが、料金の申渡があったか否かは、私の手許ではその材料がありませんので、何とも云へません。(『ひとことはなし』P104)

手 續 書 / 大和国山邊郡三島村 / 宿屋業中山まつゑ親族 / 同國平群郡平等寺村 / 小東政太郎

一、明治十四年九月十六日夜止宿人名取調トシテ當分署ヨリ御出張之上本日午前第七時戸主まつゑ相連出頭候様御口達ニ付まつゑ義者親族同國添上郡櫛之本村梶本松次郎方へ罷越居候ニ付同人方へ迅速引取可申旨ヲ以呼ニ遣シ候處治遂ニ遅刻致候ニ付其旨御断トシテ取急キ出頭仕候得共終ニ第七時ヲ相過キ候義ニ而何共奉恐縮候何分御賢慮之程奉願上候依而手續書ヲ以此段奉願候也

明治十四年九月十八日 / 右 小東政太郎 / 丹波市分署御中

手 續 書 / 大和國山邊郡三島村 / 中山まつゑ親族 / 同國平群郡平等寺村 / 小東政太郎

右中山まつゑ義同國添上郡櫛之本村親族梶本松次郎方へ本月十六日ヨリ參り居候ニ付宿屋營業罷在候義ニ付日夜止宿届け等ニ相用ヒ候為メ同人実印私へ預り置留守中萬事取締之義私へ委托相受居候ニ付則昨十七日夜止宿届之書面へ右まつゑ実印ヲ捺シ願上奉差上候處當御分署ヨリ止宿人名御取調トシテ御出張之上戸主まつゑ御喚出シニ相成候所他出留主中之旨陳述仕候所戸主留守中ニ実印相用ヒ候義蒙御尋問ヲ何共奉恐縮候前記之通留主中私へ委托相受居候義ニ付止宿届書ニまつゑ実印仕候義ニ御座候此段手續書ヲ以有體奉上申候也

明治十四年九月十八日 / 右 小東政太郎 / 丹波市分署御中

9月18日付「手続書」「御請書」及び9月26日付「申渡」の書類が存在します。この三通についてみていきましょう。

①明治14年9月18日山澤良治郎名手続書

就御尋手續上申書 / 大和國山辺郡新泉村平民 / 山澤良治郎

一、当國山辺郡三嶋村平民中山まつゑ祖母みきナル者赤キ衣服ヲ着シ家ニ者転輪王命ト唱へ祭り候始末就御尋問左ニ奉申上候

此段去ル明治十二年五月比私義咽詰病ニ而相悩候ニ付医薬ヲ相用ヒ種々養生仕候得共頓ト功驗無之ニ付転輪社へ參詣旁入湯仕候所早速全快仕候ニ付明治十三年一月比迄壹ケ月ニ壹度宛參詣致居候然ルニ前病氣中自分相応之世話可致之心願ニ付全一月比ヨリ壹ケ月中ニ日数十五日之蒸気湯之世話致居候處全年八月来右中山まつゑ夫中山秀治存命中ニ中山秀治宅ヲ転輪王講社並ニ当國宇智郡久留野村地福寺教会出張所ト設定相成候ニ就而者私へ転輪講社取締並ニ講社出納方地福寺社長方被申付則辞令証モ所持罷在候且者中山秀治足痛ニテ引寵居候義ニ付全人ヨリ依頼ニ而日々相詰居候所右秀治義者本年四月十日比病死後全人**家内始親族ヨリ依頼ニ付家事萬端賄仕居候**義ニ御座候然ルニ右詰中老母みきヨリ兼テ被申候ニ者

四十四年以前ニ我月日ノ社ト貰受体内へ月日之心ヲ入込有之此世界及人間初而生シタルハ月日ノ兩人ノ拵ル故人間ノ身内ハ神ノ貸物成ル此貸物ト云ハ

目ノ潤ハ月サマ是クニトコタチノ命暖ハ日サマヲモタリノ命皮繫ハクニサツチノ命骨ハツキヨミノ命飲食出入ハクモヨミノ命息ハカシコ子ノ命右六神ノ貸物成ル故人間ニハ病氣ト云ハ更ニ無之候得共人間ハ日々ニ**貪惜憎可愛恨シイ立腹慾高慢此ハツノ事**有故親ノ月日ヨリ異見成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ル此神ヲ頼メハ何れモ十五歳ヨリ右八ツノ心得違讚下シテ願上レハ何事モ成就スル事ト被申候

甘露臺ト老母みき被申候ニ者人間始メノ元ハ地場之証拠是ハ人間之親里成故甘露臺数拾三創立スル所明治十四年五月ヨリ**本日迄ニ式臺出来上リ**有之尤甘露臺者石ヲ以テ作り下石輕三尺式寸上石輕壹尺貳寸六角高サ八尺二寸ニ御座候然ルニ私共ニ於テ者參詣人へ対シ前記老母みき被申候義ヲ咄致候而已ニテ**祈禱許候様者決テ仕間敷候**右就御尋手續書ヲ以此段有体奉上申候也

明治十四年九月十八日 / 右 / 山澤良治郎 (『稿本天理教教祖伝』 P160)

## ②明治14年9月18日山澤良治郎御請書

御 請 書

大阪府大和國山邊郡新泉村平民 / 山澤良治郎  
一今般御吟味之筋有之候ニ付御取調中他行留被申付奉畏候 御用之節者何時ニ而モ出頭可仕候依テ御請書奉差上  
候 以上

明治十四年九月十八日 / 右 山澤 良治郎 (印) / 丹波市分署御中

## ③明治14年9月26日山澤良治郎への申渡

申 渡

大阪府大和國山邊郡新泉村平民 / 山澤良治郎  
其方儀同郡三島村宿屋業中山マツノ家事等担当致ナカラ明治十四年九月十七日夜大阪府下大阪京町堀上通り四  
丁目 **長谷與吉外五名止宿為致置届方等閑ニスル科** **違式罪目第五拾七條**ニ照シ科料金七拾五錢申付ル  
大 阪 府 / 明治十四年九月廿六日 / 奈良警察署 (印)

山澤良治郎が警察に呼び出された理由は、「九月十七日夜」の止宿人届出の「等閑ニスル科」です。ただ、警察はすでに9月16日の止宿人のことで、中山家の戸主である「たまゑ」に9月18日出頭するよう命じています。そうであれば、17日の止宿人についてもその時に問いただせば済むのに、なぜ良治郎を呼ぶ必要があったのでしょうか。

また、「申渡」にある罪状「違式罪目第五拾七條」については、どのような内容なのか不明です。教祖の御苦勞がどのような罪名が根拠になっているのかについての研究はほとんどされていないようです。唯一まとまったものとして、『ひながたとかぐらつとめ—国家権力の弾圧と近代法制史料』(松谷武一.1998.道友社)があります。その中に「違式罪目」と似たものとして、「違式註違(いかい)条例」(P104)とか「違警罪」(P110)、「違警罪目」(P111)がありますが、「申渡」にある「違式罪目」そのものは出てきません。

明治14年には、「おふでさき」16号が書かれ、その表紙に山澤良治郎が「明治十四年四月ヨリ」と書いています。この16号には教学上問題になるお歌が2首があります。

3. このもとハかぐらりよにんつとめハな これがしんぢつこのよはしまり

12. しかときけこのもとなるとゆうのハな くにとこたちにをもちりさまや

「山澤良治郎手続書」には、「おふでさき」と似た表現が出てきます。「月日ノ兩人ノ拵ル故人間ノ身内ハ神ノ貸物成ル此貸物ト云ハ目ノ潤ハ月サマ是クニトコタチノ命暖ハ日サマヲモタリノ命」です。ここは、「月日二神説」の根拠になるものです。

また、14年に良治郎は「こうき和歌体14年本」を書いています。これは「明治十四年三月記之」とあって、「おふでさき」16号が書かれる以前ということになります。ただ内容から考えるともっと後ではないかという考え方(『こうきの研究』P106)もあります。この本には、「おもたり」が出ておらず、「八つの埃」が出てきます。「14年3月」を信じれば、「八つの埃」が出て来る最も古い本ということになり、信じなければ、「山澤良治郎手続書」が「八つの埃」が出て来る最も古い記述になる可能性があります。岸本久太郎の「口書」は「第一節」が明治14年当時既に使用されていたことを示す「重要文献」でしたが、この「山澤手続書」も「月日二神」、「八つの埃」説を最初に提示した「重要文献」ということになります。

『こうきの研究』に全文掲載されている「こうき14年本」は三つあり、一番簡潔なのは「説話体14年本(手元本)」で、これは十神全部が「元の親」で、「八つの埃」は出てきません。

明治14年の「警察文書」は天理教学上、重要な内容が初めて出て来る「宝の山」だということになりますが、「申渡」の内容と「手続書」の内容に関連性が見出されません。また、当時、中山家の戸主はまつゑであり、山澤手続書にあるように「家内始親族ヨリ依頼ニ付家事萬端賄仕居候」とはいつても、山澤良治郎がまつゑを差し置いて「手続書」を出し、罪を問われるというのは何か不自然です。

此尋問の様子では、宿泊者の届出の件は問題になって居らない様です。或は後にかゝげる科料申渡とは別個のものゝやうにも思はれますが。 —中略— が何れにもせよ、罪科の告白と言ふよりも、匂ひがけ話と感ずる方が強い手続書であります。(『ひとことはなし』中山正善. P98)

仲田儀三郎、  
辻忠作の「御  
請書」

9月27、28日に中田儀三郎と辻忠作が「御請書」と「口供」を取られており、その書類が『梅谷文書』に出ています。しかし、『稿本天理教教祖伝』では仲田儀三郎、辻忠作の手續書の記述があり、その日付は10月7日になっています。また、「不燦然探知簿」に辻忠作の手續書が10月7日に丹波市分署に提出されたという記述があります。この仲田儀三郎、辻忠作の「御請書」「口供」は全く無視されています。

【口供(こうきょう)】裁判所などの尋問に応じて行なう被告人、被疑者、証人などの供述を筆記した書面。供述書。口供状。

大阪府大和國山辺郡豊田村第拾八番地 / 中田儀三郎  
一 籍 平民 / 一 年 齡 天保二辛卯年五月廿五日出生  
一 職 業 農 資力有之 / 一 宗 門 浄土宗  
一 該犯身分 已婚 男子三人女子貳人 / 一 前 科 無之  
御 請 書

大阪府下大和國山辺郡豊田村平民 / 中田儀三郎 / 当五十壹年

右之者御吟味之節有之候ニ付、御取調中私エ責付被申付奉畏候、御預ケ中者、為慎何時ニテモ召連出頭可仕候、依テ御請書奉差上候。 / 以上

右 儀三郎 長男 / 中 田 岸 松 (印)

明治十四年九月廿七日

大和國山辺郡丹波市村 / 親類 戸 田 彌 平 (印)

訳文 右の者お取り調べの節があるので、お取り調べ申引受人としての責任を申し付けられましたが承知致しました。お預り中は、十分謹慎致しまして、何時でもお呼び出しがあれば連れて出頭いたします。よって御請書を差し出します。

御 請 書

大阪府大和國山辺郡豊田村第三十九番地平民 / 辻 忠 作

右之者、御吟味之筋有之、御取調中私江仮字ヶ被仰付奉畏候、吃度謹慎為就御用之筋者何時ニ而茂召連罷出可申候、依テ戸長連署ニ而請書奉差上候。 / 以上

辻忠作の「御請書」には、引受人の名前、年月日が入っていません。

訳文 右之者、お取り調べの筋が有るので、其の間私へ仮引受人を申し付けられましたので謹んでお引き受け申します。必ず謹慎をさせ、御用のある時は何時でも召し連れ出頭いたします。よって戸長連署して請書を差し出します。

『梅谷文書』に収録されている仲田儀三郎(日付は9月27日)、辻忠作(同9月28日)の「口供」のうち、儀三郎のもののみ『復元37号』にも出ていて、辻忠作のものは出ていません。忠作の後半は儀三郎のものと同じような内容なので、あえて載せなかったということでしょうか。『梅谷文書』によれば、岸本久太郎の「口書」、儀三郎、忠作の「口供」、及び山澤良治郎の「就御尋手続上申書(手続書)」は明治20年に大和が大阪府から奈良県に移管される時に、大阪府下の警察に勤務していた明心組(梅谷四郎兵衛の講社)一信者が、梅谷氏に何かの参考にと持参したもの(『梅谷文書』P71)です。では、それ以外の文書の入手ルートはどうなっているのかが疑問になります。

儀三郎の「口供」には、「諸人ニ生(※いきく息)ヲ吹き掛ケ、病氣全癒スル時ハ神信者意ニ任セ、幾分力賽銭貰ヒ受」とあります。これは『おふでさき』6号106「これからハいたみなやみもてきものも **いき**てをどりでみなたすけるで」から来ていると思われます。この「生(息)」はのちに「お息の紙」というのが作られるようになって、この紙を患部に貼ると治るとされて大変珍重されました。ただ、「いきてをどり」というのは、本来はみかぐらうたの「言葉と手振り」のことではないでしょうか。教祖第一の弟子といわれた儀三郎がこれを理解していなかったとは到底思えないので、この「口供」そのものが儀三郎が関わっていたかどうか疑わしくなります。

もう一つの要点は、御供についてのものです。「御供」は現在でも洗米を和紙に包んだものが作られています。「御供」の説明をしつつ、「旧堺県ヨリ之御達ニハ、医業ノ者ニモ無之シテ散薬販費相ナラサル旨御蔽達ヲ蒙」ったのに「自今ニテモ該所業致居候処、今般御喚問相受ケ従来ヨリノ所業有体申立候事」と言っ、医者でもないのに、散薬様のものを売っていますと罪を認めるような内容です。

次に辻忠作の「口供」を見てみましょう。

「中山ミキノ発意ニ従ヒ、参詣人エ病氣全癒ノ著シキ神効アル処ヲ勧誘シ、夥多ノ人ヲ眩惑致候事」とあり、「夥多ノ人ヲ眩惑」していると言っています。また、「明治十四年五月ヨリ頃日迄ニ式台出来上リ、自今頻リニ甘露台取設ケ罷在候事」とかんろだいの説明をしています。「御供」については、儀三郎のものと同じような内容です。

口 供 / 大阪府下大和國山辺郡豊田村平民農 / **中田儀三郎** / 五十一年

一、自分儀、今ヲ距ル事凡ソ十七八年以前ヨリ大和國山辺郡三島村平民中山マツエ祖母ミキノ勧誘ニ従ヒ、右中山ミキヲ指シ転輪王命ト称シ、則チ天輪講社ト唱フル一ノ社ヲ創設シ、示来大和國山辺郡新泉村平民山澤良次郎、河内國志紀郡柏原村平民山本利八、大和國山辺郡豊田村平民辻忠作、同國添上郡七条村梶井伊三郎、自分ト都合五名、該社ノ世話掛トナリ、是レ迄ハ農事ノ寒ニ罷越居候得共、近頃ニテハ昼夜該家ニ寝食致居候、然ルニ自分ハ右ミキノ発意ニ従ヒ、過ル明治八年三月頃ヨリ昨明治十三年五月迄、諸病ハ勿論廢所怪我人等ニ至ルマテ、天輪王命ニ事寄セ、自分ハ諸人ニ生ヲ吹き掛ケ、病氣全癒スル時ハ神信者意ニ任セ、幾分カ**賽銭貰ヒ**受ケ居候処、過ル明治十三年五月、示来ハ人ニ生キ吹き掛ケル所業相止メ、其后蒸氣湯宿屋業ハ免許ヲ得タルモノ故、右両業ニ事寄セ、天輪王命神信者募集シ、為メ右世話掛ノ内河内國志紀郡柏原村平民山本利八ヲシテ大阪表エ差遣シ、夥多ノ衆庶ヲ勧誘シ、**全ク人ヲ眩惑シ**、日々賽銭ノ平均ハ凡ソ五十錢ニ下ラス、尤モ**蒸氣湯錢宿料ハ別ニテ夫々仕払相受ケ**、右五名ノ内山澤良次郎ハ出納担当致居候ニ付、從來ヨリ得タル金高ハ自分ハ一切存シ不申候事。

一、去ル明治二年ノ頃ヨリ婦人安産ノ良薬ト称エ、麦ノ粉ニ砂糖ヲ投シ、是レヲ散薬ト称エ、二寸四方余ノ紙ニ包ミ、参詣人ニ與エ、代價ハ参詣人ノ意ニ任セ貰ヒ受ケ居候処、去ル明治十一年、月日ハ不詳、旧堺県ヨリ之御達ニハ、医業ノ者ニモ無之シテ散薬販費相ナラサル旨御厳達ヲ蒙リシ示来ハ、右所業ヲ金米糖ニ換エ、中山ミキニ備エ、其余リヲ御供ト称エ、壺服ニ三粒ヲ包ミ、妊娠ノ婦人ニハ二包ヲ與エ、壺腹ハ産前ニ服スル時ハ、難産ノ憂ヒナクシテ速ニ分娩スルヲ以テ早メト名ケ、亦壺包ハ、産後ニ服スル時ハ血ヲ納メ身体清クスルヲ以テ納メト名ケ候、其他（※ほかの）患者ニハ壺腹ヲ與エ、六魂清浄ニシテ是レヲ腹スル時ハ悪病諸病ヲ除キ家内安全タル事必然ト申傳エ相與フルト雖、御代金ハ只参詣人ノ意ニ任セ貰ヒ受ケ、尤モ**自今ニテモ該所業致居候処、今般御喚問相受ケ從來ヨリノ所業有体申立候事。** / 右之通相違不申上候已上。 / 右 / 中田儀三郎 母印 / 明治十四年九月廿七日

訳文 一、自分は、今を去る凡そ十七八年以前より大和國山辺郡三島村平民中山マツエ祖母ミキノ勧めにより、右中山ミキを指し天輪王命と称し、則ち天輪講社ととなる一の社を創設し、以来、大和國山辺郡新泉村平民山澤良次郎、河内國志紀郡柏原村平民山本利八、大和國山辺郡豊田村平民辻忠作、同國添上郡七条村梶井伊三郎、自分と都合五名、この社の世話掛となり、これ迄は農事の際に来ておりましたが、近頃では昼夜中山家に寝泊り致しております。さて自分は右ミキの思い付により、去る明治八年三月頃より昨明治十三年五月迄の間、諸病は勿論廢者怪我人等に至るまで、天輪王命の言い付けと、諸人に息を吹き掛け、病氣全癒すれば神信者の意に任せ、幾分かの賃金を貰い受けておりましたが、去る明治十三年五月よりは人に息を吹き掛ける事は止めております。其后蒸氣湯、宿屋業免許を得ましたので、右両業に事寄せ、天輪王命の神信者を募集しようと世話掛の内の河内國志紀郡柏原村平民山本利八を大阪へ派遣し、多くの庶民を勧誘し、人を惑し、日々賽銭の平均は凡そ五十錢以上、もっとも蒸氣湯料、宿料は別にそれ／＼支払を受けておりました。右五名のうち山澤良次郎は出納を担当致しておりましたので、從來より得たる金額は自分は一切知りません。一、去る明治二年の頃より婦人安産の良薬と云って、麦の粉に砂糖を混合し、是れを散薬として、二寸四方余の紙に包み、参詣人に與え、代価は参詣人の心持ちに任せて貰っておりました処、去る明治十一年月日は不詳、旧堺県よりのお達しに医業でない者が散薬を販売してはいけない旨厳しい通達を受けましてよりは、右所業を金米糖に換え、中山ミキに御供えして、一服に三粒を包み、妊娠の婦人には二包を具え、一服は産前に服する時は、難産の憂いなくしてはやく分娩するので早めと名付け、また一包は、産後に服する時は血を納め身体を清めるので納めと名付けておりました。その他の患者には、一服を具え、六魂清浄にして是を服用すれば悪病諸病を除き家内安全である事は間違いなし。と申し與えて居りましたが、御代金は只参詣人の意志に任せ貰い受けておりました。もっとも自分もその様な事を致しておりました処、今般御喚問を受けましたので從來より致しておりました事柄をありのまゝに申し上げます。 / 右之通り相違なく申し上げます。 / 以上 / 右 中田儀三郎 母印 / 明治十四年九月廿七日 **28**

口供 / 大阪府下大和國山辺郡豊田村三拾九番地平民 / 辻忠作 / 四十六年

一、自分儀、今ヲ距ル事十八ヶ年以前妹クラナル者発狂致シ、色々医療ヲ盡スト雖モ其効驗ナク深ク心痛ノ折柄、大和國山辺郡三島村平民中山秀治実母ミキナル者、四十四年以前胎内二月日ヲ貰ヒ受ケ、天輪王命ト唱エ諸病者勿論廢怪我人等ニ至ル迄天輪王命ヲ神信スル時ハ、如何様之疾病トテ全癒セサルハナキ趣承リ、妹クラヲ始メ、長男由松（※まつ）モ其后病氣ニ罹リ候ヨリ神信致候処、夫々恢復致候ニ付、彌々（※いよいよ）信ヲ置キ、農事ノ寒ニハ必ス天輪王命エ参詣致候、其后十五ヶ年以前ヨリ天輪王講社世話掛致シ、従来ヨリ右中山ミキノ発意ニ従ヒ、参詣人エ病氣全癒ノ著シキ神効アル処ヲ勧誘シ、夥多ノ人ヲ眩惑致候事。

一、拾五ヶ年以前、右中山ミキノ陳述ニハ、甘露台ト云フモノヲ拵エ置ケハ、天ヨリ甘露ト云フモノ降り、之レヲ吞ム時ハ人間長命スルハ必定トテ、従来ヨリ右ミキ甘露台ノ雛形ヲ木ヲ以テ造リ在之候処、漸ク本年五月、天輪王命信心者ヨリ石拾三個ヲ貰ヒ受ケ、明治十四年五月ヨリ頃日迄ニ貳台出来上リ、自今頻リニ甘露台取設ケ罷在候事。 / 一、天輪王講社世話掛ノ内、河内國志紀郡柏原村平民山本利八ナル者ハ、大阪表ヲ初メ、河内國近辺ノ者共天輪王命ヲ信心スル様勧誘致居候義ハ、兼而承知致居候事。 / 一、去ル明治二年ノ頃ヨリ婦人安産ノ良薬ト称エ、麦ノ粉ニ砂糖ヲ投シ、是レヲ散薬ト称エ、二寸四方余リノ紙ニ包ミ参詣人ニ與エ、代價者参詣人ノ意ニ任セ貰ヒ受ケ居候処、去ル明治十一年、月日ハ不詳、旧堺県ヨリノ御達ニハ、医業ノ者ニモ無之シテ散薬販売相ナラサル旨御厳達ヲ蒙リシ示来ハ、右所業ヲ金米糖ニ換エ、中山ミキニ備エ其余リヲ御供ト称エ、壺腹ニ三粒ヲ包ミ、妊娠ノ婦人ニハ二包ヲ與エ、壺服ハ産前ニ服スル時ハ難産ノ憂ヒナクシテ速ニ分娩スルヲ以テ早メト名テ、亦壺包ハ産後ニ腹スル時ハ血ヲ納メ身体清クスルヲ以テ納メト名ケ候、其它（※ほかの）患者ニハ壺腹ヲ與エ、六魂清浄ニシテ是レヲ腹スル時ハ悪病諸病ヲ除ク家内安全タル事必然ト申傳エ、相與フルト雖モ、代金ハ只参詣人ノ意ニ任セ貰ヒ受ケ、尤モ自今ニテモ該所業致居候処、今般御喚問相受ク、従来ヨリノ所業有体申立候事。 / 右之通相違不申上候。 以上 / 明治十四年九月廿八日 辻忠作 母印

訳文 一、私事、今から十八ヶ年前妹クラが発狂致し、色々と医療を盡しましたが其の効もなく深く心を悩ましておりました折、大和國山辺郡三島村平民中山秀治実母ミキと云う者が四十四年以前胎内に月日を貰い受け、天輪王命と唱え諸病者は勿論廢疾者怪我人等に至る迄天輪王命を神信心する時は、如何なる疾病とても全癒せないものはないと云う事を聞き、妹クラを始め、長男由松も其后病氣に罹ってより神信心致しました処、夫々恢復致しましたので、益々信心を深め、農事の際には必ず天輪王命へ参詣致す様になりました。其の後十五ヶ年以前より天輪王講社世話掛となり、以前より右中山ミキの発意に従って、参詣人へ病氣全癒の著しい神の御守護のある事を説き、入信を勧めて、多くの人々を惑わしました。 / 一、拾五ヶ年以前、右中山ミキの云う事には甘露台と云うものを拵えて置けば、天より甘露と云うものが降り、之を吞む時は人間長命するは必定とて、従来より右ミキが甘露台の雛形を木で造って居りました処、漸く本年五月になり、天輪王命の信者より石拾三個を貰い受けまして、明治十四年五月より近頃迄に二台出来上り、今頻りに甘露台取設け中でありませう。 / 一、天輪王講社世話掛の内、河内國志紀郡柏原村平民山本利八と云う者は、大阪方面を始め河内國近辺の者共に天輪王命を信心する様勧めて居ります事は、以前より承知致して居ります。 / 一、去る明治二年の頃より婦人安産の良薬と言ひ、麦の粉に砂糖を混ぜ、これを散薬と申し、二寸四方余りの紙に包み、参詣人に與え、代價は参詣人の思いに任せて貰い受けて居りましたが、去る明治十一年、月日は不詳、旧堺県よりの御達には、医業の者でない者が散薬を販売してはいけない旨厳しく御達しがありましてよりは、右の所業を金米糖に換え、中山ミキにお供えし其の余りを御供と申して、一服に三粒を包み、妊娠の婦人には二包を與え、一服は産前に服用すれば難産の心配なく速に分娩することが出来るので早めと名付け、亦一包は産後に服する時は血を納め身体清くするを以て納めと名付けて居ります。其他の患者には一服を與え、六魂清浄にして是れを服する時は悪病諸病を除き家内は安全なる事間違なしと申し傳えて與えて居りましたが代金は只参詣人の思いのまゝに任せて貰い受け、尤も自分もその様な事を致して居りました処、今般喚問されましたので、従来よりの所業をありのままに申し上げました。 / 右の通り間違いなく申し上りました。 以上 / 明治十四年九月廿八日 辻忠作 母印

辻忠作には「手続書」もあります。この「手続書」は『復元32号－御教祖伝史実校訂本中二』の「第八章第四節辻忠作入信の事」の項に出ています。明治14年とは全く関係がないところにあるので、見落としがちな史料です。ここには、「口供」にはなかった「ハツノ事」、八つの埃についての記述があります。この書き方は「山澤良治郎手続書」とよく似ています。同じことを表現しているので書き方も似て当然と言ってしまうまでもありますが。

### ホ、就御尋手続書

(上略) 此段十八ヶ年已前、元治元年三月ノ頃、私妹くらナル者廿壹歳之節、乱心様ノ病氣ニ而困却仕居候ニ付、転輪社エ参詣仕候所早速全快仕候、同年八月比長男由松ナル者五歳之節、虫氣之様ニ而不喰ニシテ相悩居候ニ付、転輪社へ参詣仕候所、終ニ全快仕候、後貳ヶ年休参仕居候後兩人共全快相受候ニ付、農業透間ニ折々参詣致居候、参詣中ニ右みきヨリ我月日ノ社ト神ニ被貰受體內へ月日之心ヲ入込有之ニ付甘露臺ト云フ取設ケ度旨被申候ニ付、明治五年、(中略) 節右みきヨリ被申候ヲ取次咄致居候ニハ人間ニ於テ病氣ト云ハ更ニ無之候得共、人間ニハ貪、惜、憎、可愛、恨シイ、立腹、欲、高慢、**此ハツノ事**有故親ノ月日より異見成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ル、依而讚下シテ願上レハ、何病ト雖モ實意ナレハ全快セスト云事ナシト云咄ヲ参詣人へ致居候義ニ候、河内國并ニ大阪邊へ転輪社ノ披露ニ人ヲ遣シ有之候指揮者不仕候得共参居候尊承居候而已ニ御座候、其外関係仕候義者更ニ無御座候。就御尋此段有體奉上申候也。／ 右 **辻忠作**

明治十四年十月七日 / 奈良警察署長 / 大阪府七等警部中川四郎殿 / (天理教管長家古文書)

『復元32号』  
P278

### 「明治14年9月18日山澤良治郎名手続書」にある「八つ」についての記述部分

《人間ハ日々ニ**貪惜憎可愛恨シイ立腹慾高慢此ハツノ事**有故親ノ月日ヨリ異見成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ル此神ヲ頼メハ何れモ十五歳ヨリ右ハツノ心得違讚下シテ願上レハ何事モ成就スル事ト被申候》

# 中山みき名の手續書①

## 手續書

大阪府大和國山辺郡 / 三島村 中山マツエ / 母 中山ミキ  
 自分儀本日御喚出に相成転輪王尊ト唱エ且赤キ衣類ヲ着シ候儀御尋問ラ蒙リ  
 奉恐縮左ニ原由申上候

抑モ今ヲ去ル四十四年前則天保九年長男秀治足痛ニテ壹ケ年経過スルモ全快  
 不致候處其比同郡長瀧村ニ市兵衛ト申候修験者有ツテ人民ニ加持祈祷致シ頗  
 ル功験有之噂承ルニ付自宅エ同人ヲ招キ加持祈祷等ヲ受クルニ其治スル即功  
 アルモ三日或ハ五日間ニシテ本ニ復シ足痛全快ト云場に立至ラス殆ント壹ケ  
 年ニ至リ其後十年十月此釜下ヲタクニ折々氣絶シ或時ハ井戸場エ水汲ニ參ル  
 モ氣絶致シ人事ヲ覺エザル数回ニ及ビ爰ニ至リ又々長瀧村市兵衛成ル者ヲ招  
 キ加持祈祷ヲ受ケ其修行間咄シ之際自分ハ漬物ヲ附ルニ俄然ト腰痛ヲ發シ夫  
 亡善兵衛成ル者モ同時ニ眼病ニテ困難候ニ付忽チ信ヲ起シ祈誓候所廿四日之  
 夜胸中然ルカ如ク覺エ翌朝廿五日ニ至リ目ヲ覺スレハ頭元ニ脇ザシヲ持イ？  
 ム人アリ且一人ハ弊ヲ持有ツテ自分ハ狐狸之障碍之様ニ家内ハ存シ種々祈禱  
 等致シ居同夜天上ニ物音聞エケレハ身體忽チ大石ヲ以テ押サユル如ク覺エル  
 ニ微妙ナル聾ニテ珍ラシキ物来レリトキクハ我者國常立尊ト聞ケバ身體ハ輕  
 ルクナリ又入替り右ノ如ク次第**十柱ノ神来レト覚工候**其神語ニ日ク

- |        |            |                     |
|--------|------------|---------------------|
| 國常立尊   | 御姿 龍       | 是ハ人間ノ身ノ内眼ウルヲイヲ守護スル神 |
| 面足尊    | 御姿 頭十二尾三大蛇 | 是ハヌクミヲ守護スル神         |
| 國狭槌尊   | 御姿 龜       | 是ハカワツナギヲ守護スル神       |
| ツキヨミノ尊 | 御姿 シャチホコ   | 是ハ骨ヲ守護スル神           |
| クモヨミノ尊 | 御姿 ウナギ     | 是ハ飲ミ食イ出入ヲ守護スル神      |
| 惶根尊    | 御姿 カレ      | 是ハ意氣ヲ吹分ヲ守護スル神       |
| ヲトノベノ尊 | 御姿 黒グチナ    | 是ハ人間食物引出シヲ守護スル神     |
| 帝釈天    | 御姿 フグ      | 是ハ出産ノ節胎内ノ縁切ルヲ守護スル神  |
| 伊弉諾尊   | 御姿 ギ魚      | 是ハ人間始メノ種ヲ守護スル神      |
| 伊弉册尊   | 御姿 白蛇      | 是ハ人間始メテナワシロヲ守護スル神   |

立教の場面に続いて「十柱ノ神来レリ」とあり、  
 そのあと、「十神」の名、姿、守護が記されてい  
 ます。「おふでさき」に、「6号50. このよふのしん  
 じつの神月日なり あとなるわみなどふぐなるそ  
 や 6号51. にんけんをはぢめよふとてたん／＼  
 と よせてつこふたこれに神なを」と記し、「神は  
 月日」のみで、あとは「道具」と説明しています  
 から、教祖の話として、「十柱の神」が出て来る  
 のはおかしいでしょう。

### 八島英雄氏が付けた解説 (『ほんあづま377号』P11.2000)

従来、教祖が提出したこの手續書は、当時の教祖  
 の教えが反映したものとして扱われていたが、山沢  
 良治郎、中山まつゑたちが自分たちの行なっていた  
 拝み祈禱の営業、神話の改鼠（泥海古記）等を教祖  
 の所業とするため、九月十八日付山沢良治郎の手續  
 書が警察に提出され、転輪王講社の役員である仲  
 田・辻両氏から裏付けを取る形で「山澤良治郎并中  
 田儀三郎辻忠作右之三名之者ヨリ手續書ヲ以テ申上  
 候通ニ御座候」とあるように教祖の罪は山沢によっ  
 て作り上げられたものであります。

この手續書に中山みきが信者を集めて違法行為を  
 していると、自分で書いたことになっているので、  
 その後、人を集めれば、何時でも捕らえられること  
 ができる状況が作られたのであります。

## 中山みき名の手續書②

右十体ノ神ヲ轉輪王ト云汝ノ体中ヲ借り入ルト夢ノ如ク神託ヲ蒙リ候夫ヨリ自分ニ於テハ産婦杯ヲ救助ノ咄ヲスルニ付家内一統親戚ニ至ル迄自分ヲ乱心スルト心得諸方ニテ加持祈祷ヲ致シ候義本心ニ相成候後承リ候同年十一月中隣家清水宗助妻ゆき成ル者出産之際腹痛ニテ困難苦心罷在候尊承リ難産救助之慈善心ヲ発シ該家ニ望ムニ産婦苦痛シ最中ニ付脊中ニ息ヲ吹懸クレハ腹痛忽チ止メ安産ス其際心中ニ思フハ腹帯モタレ物毒忌ヲスルニ不及ト浮ムニ付右ノ如ク言聞セハ産婦ゆき我言葉ヲ守リ無難ニ日立候義ヲ世間ニ流布スルヨリ妊娠ノ者諸方ヨリ参り候ニ付前顯之通り咄シ致シ候又病氣之者参レハ其者ニ咄ス人間ニ於病氣ト云者ナシ人間者ヲシイホシイ憎イ可愛恨シイ腹立欲高慢此八ツノ事有ル故月日ヨリ異見ニ成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ルナリ依テ右ノケ條ヲ捨テ此神ヲ頼メハ何病ト雖モ成就セスト云事ナシト私宅エ参ル人ニ咄シ致候明治五年末ニ至リ甘露臺雛型トシテ木ヲ以テ上経壹尺貳寸下経壹貳寸ニ柱三寸角長サ六尺惣高サ六尺六寸ニテ六角甘露臺壹臺設置仕候甘露臺之儀夢ニ聞キ候ニハ人間初メ之地場ノ証拠ナリ此臺出来候上ハ當年ヨリ三十年相過候得者此臺之上ニ五升入之手鉢テ載セ置候得ハ天ヨリ毎夜甘露ヲフラス是ハ人間ニ與エハ壽命薬ニナルト云事聞覚タリ尚又十五年己前慶応三年七月下旬頃京都吉田殿ニテ私長男秀治エ神道職ヲ相受並ニ轉輪明神ト云魂串相受申候ニ就テ者多分参詣人彌益候所参詣人ヨリ青物ヲ進シ候ヲ該参詣人エ惠與致居候所御供ヲ受度旨申ニ付金米糖ヲ相與へ候義ニ御座候然ルニ惣身相脳候ニ付如何之義ト不審致居候處明治十年三月比ニ至我レノ頭内ヲ月日社ノ貸物トスルニ黒キ衣服ヲ着シ居候故相脳候ニ付キ赤キ衣類ト着替ヘルベク旨夢ニ覺エタリ夫ヨリ赤キ衣服ヲ着仕居候其後者参詣人且者世話人之者へ相任更ニ参詣人エ對シ前顯之咄等ヲ仕居不申候然ル處明治十三年八月来私長男秀治宅ヲ轉輪王講社ヲ取結候続而富國宇智郡久留野村地福寺教會出張所ヲ設定相成候由賽錢之義ハ日々十四五錢宛受取月之廿六日ニ者四五十錢山澤良治郎ヨリ封之儘受取此金ヲ以自分入費ニ相用ヒ候

前顯之始末ニ候得共私ニ於テハ祈禱拜ミ等之義者更ニ不仕候右之外者山澤良治郎□中田儀三郎  
辻忠作右之三名之者ヨリ手續書ヲ以テ申上候通ニ御座候 / 右御尋問ニ付有體奉申上候 以上

明治十四年十月八日 /  
奈良警察署長 /

右 中山ミキ  
大阪府七等警部 中 川 四 郎 殿

十柱の神の説き分けの後、「右十体ノ神ヲ轉輪王ト云」から始まり、産婦ゆきの話、八つのほこり、甘露台、慶応3年の轉輪明神、赤衣を着る理由、明治13年の轉輪王講社、賽錢は山澤良治郎から「封之儘受取」「自分入費ニ相用」いと書かれています。山澤良治郎にとっては大変都合の良い書き方です。

此の手續書は、特に教祖様御自身の名前で記されてある点に注目すべきであらう。そしてこの中には教祖伝の要点が述べられてあること、及その中に交へて、十柱の神の御話し、「八つのほこり」、「かんろふだい」、「ぢば」のこと等が説かれてあるのは見逃すことは出来ない。恐らく教祖伝の書き物としては、最古の文書ではあるまいか。十柱の神の説き分けも散文体で箇条的になされてあるのでは、之亦最初の文書であらう。  
『復元4号』P10.教祖手續書についての解説.諸井慶徳)

この手続書は、

「史実校訂本」第7章「秀司様御苦勞の事」という所に収録されており、中山家の土地の推移が分かる資料です。全文が出ておらず、どういう流れの中でこの部分があるのか不明です。

自分宅ハ廿五六ヶ年以前ハ素ト相富之百姓ニテ耕地モ三町程所直致居候所追々衰弊ニ及ビ、其末貳町餘リ之耕地是アリ候處、夫亡中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相當兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々損失ヲ生シ候ニ付其尔来壹町六七反之地所内、質物ニ差入成シ年期附売却等致シ、三反餘リ之耕地ヲ残シ置聊生活ヲ相圖リ貳三ヶ年休業罷在候處其後復タ殘耕地ヲ抵当ニ差入該金ヲ以商法資本金トシ再ヒ綿商法相當ミ候處商法上萬事利運ニ向イ

(丹波市分署宛、手続上申書。明治十四年十月八日、中山マツエ、外四名) (天理教管長家古文書) 『復元30号』239頁

### 【「明治十四年九月の御苦勞」の問題点】

- ・疑問① 「警察文書」はどこまで信用できるか？－「手続書」は「代書屋」が書くものだったようなので、代書屋に頼めば、それらしきものはいくらでも作成可能だったのではなかろうか。「手続書」以外の文書も同様か。
- ・疑問② 教祖は警察に呼ばれたのか？  
－事件の発端が「宿泊者の未届」であれば、中山家の隠居に過ぎない教祖を警察に呼び出す理由はない。
- ・疑問③ この事件で、後の「天理教教理、教祖伝」のベースになる文書がなぜ残されたのだろうか？－「おやしき」の神道派は明治7年の「大和神社事件」で大きな痛手を蒙り、明治13年の転輪王講社で「おやしき」は「仏教」化したのが、秀司の死により、再び「おやしき」の中に「神道」色を持ち込もうとしたのではないか。
- ・疑問④ 石工七次郎はなぜ密告されたのか？  
－「甘露台」完成を好ましく思っていなかった勢力＝神道派が仕組んだのではないか。「甘露台」が完成し、それが礼拝目標(めどう)になってしまうと、「神」を礼拝対象とする「神道」は成立しなくなるから。
- ・疑問⑤ 甘露台普請の頓挫と9月の御苦勞は時期が重なっている。両者は関連していたと思われるが、それを理解されることが不都合なことだったのは誰だろうか。
- ・疑問⑥ 甘露台普請に大和の人の寄付が少ないのは、吉田家の祭神を祀りこんだ人々にとっては、喜ばしいことではなかったのか、その周りの人々も積極的に関わらなかったのではないか。
- ・疑問⑦ 「警察本書」群には、本当に「警察」に出されたものとそうでないものが混在しているのではないか。また「そうでないもの」は明治14年頃に作られたもの、あるいは、明治32年頃に一派独立のための資料作成のために作られたもの、さらにいえば、現在の「天理教教理」がまとめられる大正初期ころに追加されたものもあるのではないか。

教理的内容がある文書のポイント一覧

年月日	文書名	内容	コメント
明治 14.9.17	岸本久太郎「口書」	「異議なく助ヶ給へ転輪王ノ命ト称へ」とあり、第一節の存在を主張。	明治14年の時点で、第一節の存在を明示する必要があったかどうか疑問。
// 14.9.18	山澤良治郎「手続書」	「家内始親族ヨリ依頼ニ付家事萬端賄仕居候」と <b>自分が中山家の家事万端を仕切っている</b> 。「月日ノ兩人ノ拵ル故人間ノ身内ハ神ノ貸物成ル此貸物ト云」とあり、月日2神論、貸物借物、また八つの埃の教理がある。甘露台の説明、「祈禱許候様者決テ仕間敷候」と自分は祈禱のようなことはしていないと主張。	自分が中山家の中心であること、教理的には政府に受容される「神道的なもの」、祈禱的なことはしていないと主張している。
// 14.9.27	中田儀三郎「口供」	息を吹きかけ病気を治し、人を眩惑し、砂糖を散薬と称して与えている等の記述あり。	中田氏本人が内容について関わっているとは思えない。
// 4.9.28	辻忠作「口供」	「中山ミキノ発意ニ従ヒ、参詣人エ病氣全癒ノ著シキ神効アル処ヲ勧誘シ、夥多ノ人ヲ眩惑致候事」「麦ノ粉ニ砂糖ヲ投シ、是レヲ散薬ト称エ……」	「中山ミキノ発意ニ従ヒ」とあるから、「夥多ノ人ヲ眩惑」したり、砂糖を散薬と称して与えているのは「中山みき」の仕業ということになる。
// 14.10.7	辻忠作「手続書」	「人間ニハ貪、惜、憎、可愛、恨シイ、立腹、欲、高慢、此ハツノ事有故」	「口供」にはなかった八つの埃がでてくる。
// 14.10.8	マツエ外四名「手続書」	「廿五六ヶ年以前(※安政2年頃)ハ素ト相富之百姓ニテ耕地モ三町程所有…追々損失ヲ生シ…三反餘リ之耕地ヲ残シ」	中山家の土地所有についての記述がある。全文が出ていない、「外」が誰なのかなど不明。

年月日	文書名	内容	コメント
// 14.10.8	中山みき 「手続書」	立教時に「十柱ノ神来レリト覚工候」とあって、十柱の神、姿、守護等を述べる。八つのほこり、甘露台はぢばの証拠、吉田家から秀治が神道職を受けていること、「山澤良治郎ヨリ封之儘受取此金ヲ以自分入費ニ相用ヒ候」とある。	十柱の神について詳述しており、みきが内容について関わっているとは思えない。中山家に入ったお金は全部みきが使っていると良治郎には大変都合が良い内容である。

### 《あまりに大胆な推論》

【 明治14年の甘露台石普請は、山澤など大和の「神道派」はそれを快く思わなかったため、大阪中心の信者によって進められた。2段まで出来た9月中旬、「神道派」はその阻止を目指して、止宿人届の不手際を理由に警察の介入を図り、その中断を画策したがうまくいかず、石工を冤罪で警察に捕えさせ、結果的にその死を招き、普請は頓挫した。

この一連の動きは、明治32年頃(一部のものは、大正初期か)に天理教教理を生み出すうえで、明治14年段階ですでにあったことの証拠書類として警察文書(公的書類)という形で偽造されることの舞台を提供することになった。それゆえ、この「警察文書」群は現在の天理教教理の全体像を示すということになった。

以上の推定から、教祖は明治14年に警察に拘引されてはいないと考えられる。】

《『復元』等に残された「明治14年の警察文書」群は、一つの謎である。》